

# DISCLOSURE2024

ディスクロージャー誌



## CONTENTS

あいさつ .....	1
経営方針 .....	2
内部統制基本方針 .....	4
JA 佐久浅間長期ビジョン・ 第二次3ヵ年プラス2ヵ年計画 .....	6
事業改革・自己改革の取組み状況について…	7
業績 .....	10
法令遵守の体制 .....	13
個人情報保護方針 .....	14
リスク管理体制 .....	15
内部監査体制 .....	15
金融ADR制度への対応 .....	17
農業振興活動 .....	21
地域貢献情報 .....	22
経営者保証に関する取組方針 .....	23
地区・店舗一覧 .....	24
沿革・歩み .....	26
当JAの組織・組織機構 .....	28
事業のご案内 .....	30
主な手数料 .....	35
資料編 .....	37
貸借対照表 .....	38
損益計算書 .....	39
注記表 .....	40
剰余金処分計算書 .....	53
経費の内訳 .....	54
部門別損益計算書 .....	55
自己資本の充実の状況 .....	57
信用事業取扱実績 .....	66
貯金・貸出金 .....	66
有価証券等 .....	70
為替業務等 .....	71
平均残高・利回り等 .....	72
共済事業取扱実績 .....	74
経済事業取扱実績等 .....	75
連結情報 .....	77
連結注記表 .....	81
連結自己資本の充実の状況 .....	97
代表者確認書 .....	105

JA SAKUASAMA  
2024

※本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

※記載した金額は、表示単位未満を切り捨て表示していますので、合計と一致しない場合があります。

なお、金額は、表示単位未満のものは「0」で表示し、0円の場合は「-」で表示しています。



組合員・地域住民の皆さまには、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、J A佐久浅間の各事業活動に対しまして、格別のご愛顧を賜り心より厚く御礼申し上げます。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い行動制限の緩和が進み、当J Aでは地区祭や収穫祭など「食と農を基軸とした」イベントを地域ごとに開催し、地域の皆さまとの交流を再開することができました。また、「J A佐久浅間長期ビジョン・第二次3ヵ年プラス2ヵ年計画」の中間年度として、事業計画並びに事業改革を着実に進めてまいりました。

農畜産物販売取扱高は、前年を上回る177億1千万円となりましたが、春先の低温により果樹を中心に甚大な凍霜害となり、夏には一部地域で降雹被害、加えて記録的な猛暑が秋まで続き各生産物に影響を及ぼしました。

金融・共済事業においては、長期化する超低金利政策の影響を受けたものの、皆さまのご協力により、J A全体の事業利益は7億1千6百万円、当期剰余金は6億8千5百万円を計上することができました。

事業改革では、引き続き金融窓口の再編をすすめ、令和5年4月より新佐久岩村田支所の営業を開始いたしました。営農部門では、営農センターの効率的な運営に向けて、各地区において集約をすすめ、令和6年4月よりさく地区営農センターの統合、あさま西部営農センター小諸事務所の北大井事務所への統合、しらかば西部営農センター資材事務所をセンター内に移動しました。また、ライスセンターの効率的な業務運営をすすめ、東・八幡・東部ライスセンターの業務委託を行いました。

一方、肥料・飼料・燃油の高騰に対しては、生産者を支援するため「J A佐久浅間燃料・生産資材等高騰対策」を実施するとともに、コスト削減を図るため開発をすすめていた軽量水稻肥料を商品化し「さくあさま水稻専用2号」「J A水田土づくり2号」を令和6年度作付け用として販売を開始しました。

本年は「J A佐久浅間長期ビジョン・第二次3ヵ年プラス2ヵ年計画」の3年目の最終年にあたり、新たな計画を策定する重要な年となります。10年先を見据え、攻めの経営戦略に転じることができる組織を築くため、積極果敢な挑戦により「J Aの存在価値」の更なる向上と「農業所得の最大化」「豊かな地域社会の実現」を目指した施策を計画してまいります。

また、令和6年5月末には農政の憲法とされる「食料・農業・農村基本法」が改正されました。「平時における食料安全保障の抜本的な強化」や「合理的な費用が考慮された適正な価格形成」などの法案が審議され、農業の重要性が見直されています。言わば、新たな日本の農業がスタートする年でもあります。

このような情勢のなか、J Aを取り巻くいかなる社会変化にも耐え抜く「力強いJ A」を築き、「なくてはならないJ A」と言われるよう農業と地域振興に全力で取り組むとともに、引き続き、両利きの経営「事業改革による既存事業の深堀と未来への投資」の実践を基軸に、農業所得の向上と持続可能な地域農業の発展を目指し、皆さまとともに明日へ、未来へと繋げるJ Aを築いてまいります。

これからもJ A事業に一層のご利用・ご協力をいただきますようお願い申し上げます、ごあいさつといたします。

令和6年6月

佐久浅間農業協同組合

代表理事組合長 高柳 利道





## 経営方針



よりそい、  
見つめあいます。



この地の土・光・水そして風に育まれ、  
大地の恵に抱かれる「幸せ」

この幸せを

この地で暮らす皆へと

共有したいと思っております。

「農業」……

それは生命の源となる

最も大切なものであり

確信しております。

 JA佐久浅間

## 存在理念

わたしたち JA 佐久浅間は、  
組合員の暮らしとともに存在します。

- 一人ひとりの力を結集し、大きな力へと変えていくために協同の輪を広げます。
- 日本一のアグリランドを目指して地域の農業振興をすすめます。
- 安心・健康・豊かさの実現に貢献します。
- 郷土の豊かな自然環境を守り、未来へ伝えていきます。

## 経営理念

わたしたち JA 佐久浅間は、「安全」「安心」「信頼」  
をモットーに、地域に根ざした経営を行います。

- 常に安全で安心なものをお届けします。
- 人と人とのつながりを大切にした活動を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会づくりに貢献します。
- 健全で透明な経営をすすめ、信頼される組織づくりをはかります。

## 行動理念

わたしたち JA 佐久浅間は、共生を誓いとし、  
みんなの笑顔の掛け橋となるために行動します。

- 共に支えあい、明日の豊かな暮らしのための掛け橋になります。
- 安全な農産物を消費者にお届けする掛け橋になります。
- 農業生産者と消費者が交流する掛け橋になります。
- 世代を越え地域の人々が交流する掛け橋になります。
- 豊かな自然環境を未来へつなぐ掛け橋になります。



# 内部統制基本方針

当組合は、組合員及び利用者等からの信頼を得るために、「コンプライアンス（法令等遵守）の確保」「財務報告の信頼性の確保」「業務の有効性・効率性の確保」及び「資産の保全」に努め、事業活動を行ううえで生じるリスクを把握し、適切に対応する体制（内部統制システム）を構築し運用します。

## 1 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及びコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止および排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ホットライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

（運用状況について）

組合の基本理念の実践として、コンプライアンス基本方針、役職員の行動規範を定め、定期的に開催するコンプライアンス研修会等を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めています。業務分掌等により、各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしています。また、自主点検、内部監査の実施、ホットライン（内部通報制度）の設置・運営により不法行為の未然防止や早期発見に努めています。更に監事による監査が実施されています。

## 2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

（運用状況について）

情報セキュリティ基本方針及び個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応をはかっています。

## 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

（運用状況について）

固有リスクの評価等を通じて組合をとりまくリスクの把握に努めるとともに、コンプライアンス委員会及び総合リスク管理委員会において協議・検討を行っています。

#### 4 理事の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指揮命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

(運用状況について)

中期経営計画及び事業計画を策定し、必要に応じ進捗状況を把握しています。また、人材育成基本方針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいます。

#### 5 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

(運用状況について)

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っています。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援しています。

#### 6 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

(運用状況について)

子会社等管理規程に基づき、経営計画及び経営戦略策定の指導・助言を行うとともに、業務の遂行状況を適正に把握・評価し、必要な指導・助言を行っています。

#### 7 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 計算書類（財務諸表）の適正性、計算書類（財務諸表）作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

(運用状況について)

経理規程を整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めています。

また、法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて財務情報の適時・適切な開示に努めています。



# JA佐久浅間長期ビジョン・第二次3ヵ年プラス2ヵ年計画

J A 佐久浅間は、「第一次3ヵ年プラス2ヵ年計画」(2019年～2021年プラス2022年～2023年)の3ヵ年の課題等を踏まえ、引き続きプラス2ヵ年の取り組みを実践に移すための見直しをはかり、子会社を含む全事業部門で将来を見据えた具体的な目標・施策を掲げ、「第二次3ヵ年プラス2ヵ年計画」(2022年～2024年プラス2025年～2026年)として鋭意取り組んでまいります。

「食と農で笑顔を育み、次世代へつなぐ地域をつくります」を引き続きビジョンに掲げ、「事業改革による既存事業の深掘りと未来への投資」による両利きの経営を実践し、農業所得の向上をはかり、持続可能な地域農業の発展を目指し、皆様とともに新しい農業・地域・J Aを築いてまいります。皆様方の期待に応えるJ Aとして役職員一丸となって取り組んでまいります。

## JA佐久浅間長期ビジョン・第二次3ヵ年プラス2ヵ年計画 (2022年～2024年プラス2025年～2026年)

### 食と農で笑顔を育み、次世代へつなぐ地域をつくります

サブテーマ ～農業・地域の未来を拓く～

#### 基本方針1 【新たな挑戦】持続可能な地域農業の実現

##### 【基本目標】

- 1 更なる農業生産基盤の維持拡大に取り組めます
- 2 農業所得増大につながる販売力強化とコスト削減に取り組めます

#### 基本方針2 地域の多様なニーズに応え農業と地域の未来を創る

##### 【基本目標】

- 1 協同組合の役割を発揮し地域社会に貢献します
- 2 総合事業を支えるJ A経営基盤を確立します

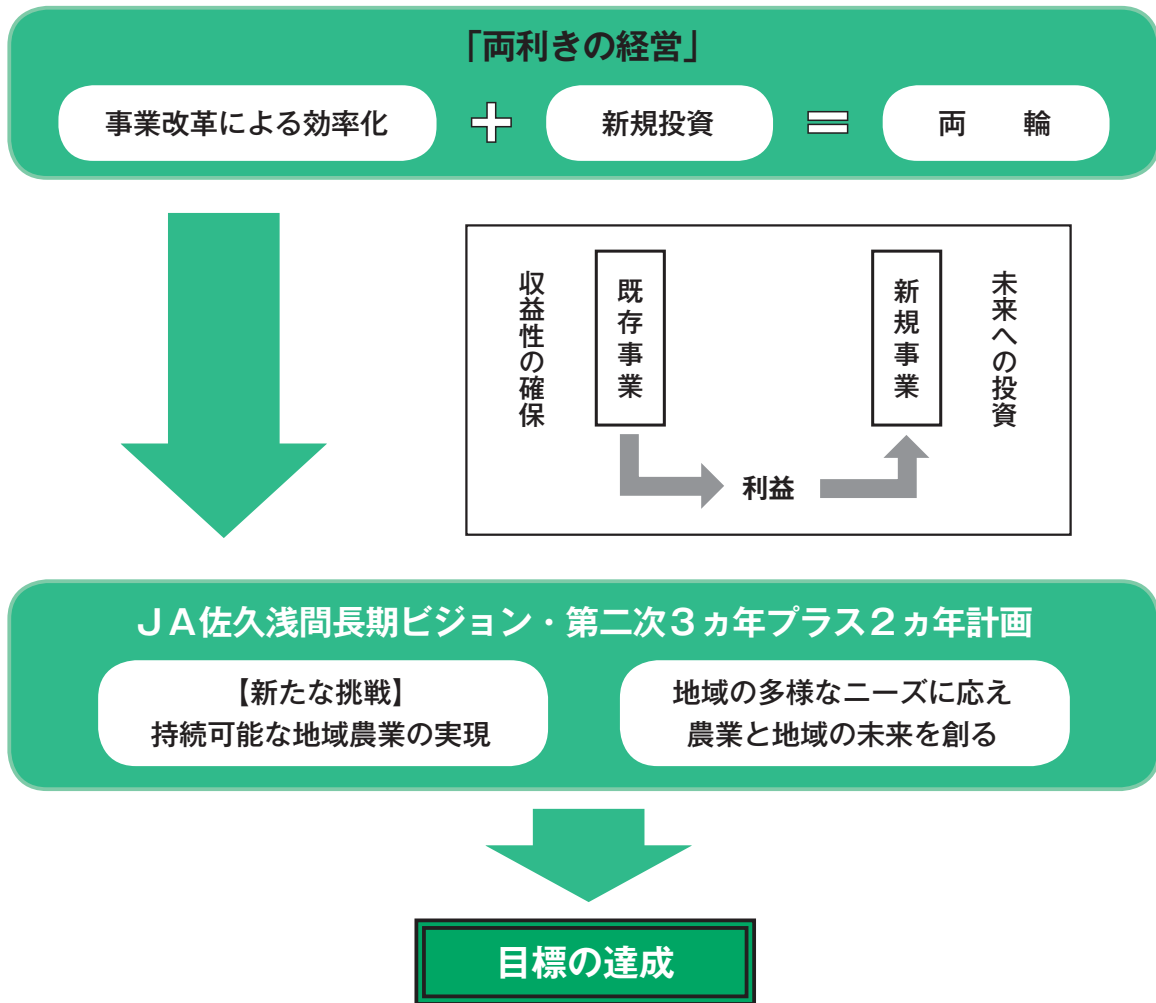


## 事業改革・自己改革の取り組み状況について

J A 佐久浅間では事業改革の取り組みとあわせ、組合員の皆さまとの対話を通じ、農業者の所得増大、地域の活性化、経営基盤の確立に向けて「不断の自己改革」として「自己改革実践サイクル」に取り組みます。

わたしたちは、総合事業の堅持と地域・組合員に必要とされる J A であり続けるために、組合員の皆さまとともに「一歩先の J A」をめざし改革に取り組みます。

「事業改革による効率化」と「新規投資」による両利きの経営を基軸とした「J A 佐久浅間長期ビジョン・第二次3 年プラス2 年計画」を着実に実践します。



### 令和5年度の取り組み

#### 組合員との対話活動

組合員の皆さまの声を J A の事業に反映させるため、組合員訪問活動、総代懇談会や支所（店）運営委員会などで対話活動に取り組みました。いただいたご意見の内容を精査・検討し、事業に反映していきます。

## 新規投資の主な取り組み

### ① 農業プロジェクトの設置

「JA 佐久浅間地域農業振興ビジョン（令和4年～令和8年）」を着実に推しすすめるため、設置した「14プロジェクト+1研究会」の実践・進捗管理を行いました。

引き続き、着実な実践・進捗管理を行い、持続可能な地域農業の発展と農家所得の向上を目指します。

### ② ブドウ欧州系大粒種の栽培拡大

ブドウ栽培プロジェクトにより、当JA管内での『ぶどう三姉妹<sup>®</sup>』（シャインマスカット・クイーンルージュ<sup>®</sup>・ナガノパープル）の導入・生産拡大をすすめ、令和5年度までに30戸が新規で栽培を開始しました。また、モデル園（佐久市・小諸市）の実証をもとに栽培農家の指導や新規栽培希望者への相談会に取り組み、令和4年度に引き続き既存栽培者よりJA出荷となりました。

引き続き、栽培希望者への個別相談会等を通じて栽培者の拡大を図り、新たな産地形成に取り組みます。



ぶどう目ざろえ会

### ③ もちづき有機堆肥のペレット化事業

国の進める「みどりの食料システム戦略」に一早く対応し、令和4年度より化学肥料の削減に向けて管内産の堆肥のペレット化をすすめ、令和5年春よりもちづき有機堆肥を100%使用した「もちづき有機ペレット」の販売を開始しました。

引き続き、化学肥料の削減に向けて「もちづき有機ペレット」を使用した新たな肥料の開発に取り組みます。

### ④ 軽量水稻肥料の開発

肥料価格高騰や施肥作業と輸送の効率化によるコスト削減を図るため、開発をすすめていた「さくあさま水稻専用2号（15kg）」、「JA水田土づくり2号（15kg）」を商品化し、令和6年の作付け向けに販売を開始しました。

引き続き、作業の効率化とコスト削減に向けて新商品の開発をすすめます。

### ⑤ 生産資材 e-shop の利用拡大

令和3年にオープンした生産資材 e-shop（ネットショップ）をリニューアルしました。「さくっとカート」と名称変更し、店頭価格より低価でクレジット決済が使えるなど改善を図りました。

引き続き、掲載商品の拡充と利便性の向上を図り、利用者の拡大および生産者コストの低減に取り組みます。

### ⑥ 直売所の充実

令和4年9月30日にオープンしたA・コープファーマーズ佐久平店生産者直売コーナー「さくさく市場」は1周年を迎えることができました。また、JA直営直売所とあわせて一層の充実に取り組み、直売所の販売取扱高は11億円を超え、農業所得増大と地域の活性化に貢献することができました。

引き続き、農業所得増大と地域の活性化に向けて取り組みます。

### ⑦ 営農関連資格取得の推奨

事業計画に基づき、営農技術員資格の取得に取り組んだ結果、6名が合格しました。また、職員に営農関連資格の取得を推奨し、日本農業技術検定3級に11名が合格しました。

引き続き、営農関連資格取得を推奨し、営農指導体制の強化を図ります。

## 事業改革による効率化の主な取り組み

### 営農経済事業

- ① 営農センターの効率的な運営に向けて、各地区において集約の検討をすすめました。令和6年度より、さく地区営農センターの統合、あさま西部営農センター小諸事務所は北大井事務所に統合するとともに、しらかば西部営農センター資材事務所をセンター内に移動することになりました。  
引き続き、営農センターの効率的な運営に向けて検討をすすめます。
- ② ライスセンターの効率的な業務運営をすすめ、東・八幡・東部ライスセンターの業務委託を行いました。令和6年度は、佐久町・下原ライスセンターの業務委託に向けて準備をすすめます。
- ③ 営農経済事業における事業改革およびDX※を推しすすめるため、新たに専任部署を設置しました。令和6年度より始動し、営農経済事業における業務の効率化およびコスト低減に取り組みます。

### 金融・共済事業

平根店・高瀬店・中佐都店・岩村田店を統合した佐久岩村田支所が完成し、令和5年4月3日より営業を開始しました。

## 「営農・経済事業の成長・効率化プログラム」の実践

令和4年11月に導入した「営農・経済事業の成長・効率化プログラム（見える化プログラム）」により策定した「実行計画書（令和5年度～令和7年度）」の実践をスタートしました。8項目の成長・効率化策について、毎月の進捗確認を行っています。

引き続き、営農経済事業で持続的に収益を確保することにより生産者の所得増大や地域農業の発展を目指し、「第二次3ヵ年プラス2ヵ年計画」とあわせて取り組みをすすめます。

※DXはデジタルトランスフォーメーションの略。企業がビジネス環境の厳しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや組織、プロセスを変革し競争上の優位性を確立すること。

## 令和5年度の事業実績

令和5年度の販売事業は、取扱総額が177億円となり前年実績を若干上回る農畜産物販売でした。米は、作況指数は東信100の「平年並み」となりましたが、集荷量は139,407俵と前年を下回りました。しかし、前年よりも価格が上昇したため、取扱高は前年を上回りました。野菜は、物価高騰による消費マインドの低下から良好とはいえないものの、気象背景から産地切り替えのタイミングでは堅調な販売となりました。果樹では4月の低温凍霜害による花や幼果への被害が大きく、着果量が大幅に減少しました。直売所は、ヘルシーテラス佐久南の出荷者の協力による旬の品揃えと複合施設としての相乗効果発揮により、大きく売上を伸ばしました。A・コープファーマーズ佐久平店の生産者直売コーナー「さくさく市場」は出荷者が増え順調に売上を伸ばしました。

皆さまにJA事業をご利用いただいた結果、事業利益7億1千万円、当期剰余金は6億8千万円を計上することができました。

### ❖農業関連事業❖

令和5年度は、3月は記録的な高温で経過し萌芽が早まっていたところ、4月10日、18日、25日の低温により果樹は品目や早晚性を問わず近年稀に見る凍霜害を受けました。野菜は秋冬産地との切り替えがスムーズで比較的好環境でのスタートとなりました。6月2日は超大型の台風2号が接近、管内に大きな影響はなかったものの台風の発生過程から地球温暖化の端を実感する事象でした。6月8日に梅雨入り。7月22日には梅雨明けとなり、平年と大きな差はないものの観測史上最も暑い7月となりました。猛暑は8月、9月も続き、各地で連続猛暑日の記録を更新。加えて10月上旬まで干ばつ傾向で経過し、各品目とも生育不良や品質劣化が発生するなど生産に苦慮する一年でした。



軽井沢査定会

凍霜害の影響から、果樹は取扱量を大きく減らし取扱高は前年対比で77%余りに留まったものの、農畜産物全体の販売品取扱高は177億1千万円（前年対比103.04%）と、わずかながら前年を上回ることが出来ました。一方、新型コロナウイルスが5類に移行しインバウンドや業務需要は復調の兆しも伺えましたが、エネルギーや食品の高騰により消費者の青果物に対する節約指向は一層強まっており、取扱高は前年を上回ったものの需要は細く販売環境の改善に至っていない状況です。

また、昨年に比べ肥料高は若干落ち着いたものの依然高水準であり、燃料・飼料は高止まりしていることから、当JAでは資材等高騰対策として昨年に続き肥料・資材価格の抑制や支援金直接支払いなど約1.5億円の支援策を講じましたが、気候変動の中、国民へ安定的・高品質な青果物を供給するという、いわゆる食料安全保障を実現するためには、経費上昇分を販売価格に反映できる仕組みや法制度の整備が望まれます。

生産資材は、「みどりの食料システム戦略」に対応し、昨年より管内産の堆肥を活用したペレット化事業に取り組み、本年度はもちづき有機を100%使用したオリジナルペレット堆肥を開発し、4月より発売を開始しました。また、肥料価格高騰や施肥作業の効率化によるコスト削減を図るため、「さくあさま水稲専用2号」「JA水田土づくり2号」を開発しました。成分を見直し15kgに軽量化とコスト低減を図り、高齢者や女性にも作業がしやすい商品として11月より発売を開始しました。あわせて、11月にネットショップをリニューアルし、名称を「さくっとカート」に変更するとともに店頭価格より低価でクレジット決済を選択できるなど改善を図り、生産者コス



肥料・農薬品目説明会



トの低減と利便性の向上に取り組みました。

昨年より一般公開を行っている「肥料・農薬・資材品目説明会」は、業者ブースを増設し最新情報の共有や使用方法等を直接メーカーに質問できる機会として開催しました。

### ❖生活関連事業❖

生活指導事業は、食農教育活動として「農作物の収穫体験・JAの仕事」について各地区で取り組んだほか、親子対象の「ちゃぐりん教室」や小学生対象の「ちゃぐりんフェスタ」を開催するなど、年間を通して食の安全・安心や農について学習しました。また、出前講座として各地区の小・中学校や高校へ出向き、地域伝統食の伝承活動や米消費拡大活動、食の安全・安心の啓発活動及び交流を行いました。

教育文化活動では、「家の光大会」を開催し、記念講演会に今泉マユ子氏を招き、「家族みんなの防災ノート ~家族を守る防災食~」と題して講演及び実習を行いました。

また、JA 厚生連病院と連携した JA ヘルス健診を実施するとともに、地域集団健診受診者への助成、健康教室 2023 を開催しました。

女性会活動では、食と農を基軸とした会員同士のつながりが実感できる活動を基本に、4 地区で講演会&まつり、各種講習会や日帰りツアーを実施しました。



家の光大会

### ❖信用事業❖

信用事業は、金融政策の変化や信連奨励等の減少に伴う厳しい収益環境の中、総合事業を活かした推進活動を実践し、組合員・利用者の皆さまから必要とされる地域金融機関を目指して事業を展開しました。

貯金は、組合員メリットが活用できる金利上乘せ商品と低コストで安定調達できる年金・給与振込等の推進に取り組んだ結果、個人貯金は前年より 10 億円増加しましたが、公金・団体等の貯金減少により総貯金残高は 37 億円減少しました。年金友の会やゴルフ友の会等の活動も活発に実施することができました。

貸出金は、他金融機関との競争が激化する中、農業資金、住宅ローン、マイカーローン等の新規融資に積極的に取り組んだ結果、貸出金残高は前年より 43 億円増加し 893 億円となりました。特に農業資金は、長引く農業資材等の価格高騰支援策として昨年創設した「資材等高騰対策資金」を継続し、農業経営の安定化に向けて支援を行いました。JA バンク利子補給制度により、低利でご利用いただけることが好評を得て、新規実行は 81 件・3 億 1 千万円となりました。

また、新 NISA 制度開始等による資産運用ニーズの高まりに対応するため、各支所に投資信託による資産運用・資産形成商品の取り扱いができる体制の強化と人材の育成を図り、販売促進を実施しました。



年金友の会俳句コンテスト

### ❖共済事業❖

共済事業は、18,000 世帯を超えるお宅へ「ひと・いえ・くるま・農業」のあんしんチェックを実施し、組合員・利用者へ寄り添った総合保障の提案を行いました。また、ひと保障を中心とした新規利用者の加入促進に取り組むとともに、農業生産者に病気などにより就農困難となった場合の備えとして生活保障共済の提案を行いました。

このような状況下、利用者の皆さまにお役立ちできた共済金は、満期・年金で 89 億円、事故等で 31 億円、支払総額 120 億円となり、総件数は 18,156 件でした。



JA 共済交通安全傘寄贈

## ❖対処すべき重要な課題❖

### (1) コンプライアンス・プログラムの実践

長野県への「報告義務解除後の業務改善の取組指針」を踏まえ策定したコンプライアンス・プログラムを実践し、業務改善の取組み並びにコンプライアンスの遵守に努め、二度と不祥事を起こさない職場づくりを目指しています。引き続き、組合員・利用者の皆さまの信頼に応える健全なJAづくりに取り組んでまいります。

### (2) 事業改革・自己改革の実践

JAの自己改革が求められる中で、将来にわたり総合事業を堅持し、組合員・利用者の皆さまにとって「なくてはならないJA」であり続けるために、中期計画や事業改革の着実な実践などを通じて将来を見据えた未来を拓く一歩先のJAを目指し、不断の自己改革に取り組んでおります。

### (3) 営農・経済事業の成長・効率化プログラムの取組み

令和4年11月に導入した「営農・経済事業の成長・効率化プログラム」により策定した「実行計画書（令和5年度～令和7年度）」を実践し、8項目の成長・効率化策について毎月進捗確認を行っております。営農経済事業の収支改善に向けて着実に実践してまいります。

### (4) 東信3JA 営農部門推進協議会の取組み

令和5年1月に設立された「東信3JA 営農部門推進協議会」により、JA間連携に向けた協議をすすめております。生産技術の向上や販売力の強化、生産資材コストの低減、施設の共同利用など、共通する課題の解決を図り、農家所得の向上と安定を目指してまいります。

## 法令遵守の体制

JAは信用事業をはじめ共済事業、購買事業、販売事業等様々な事業を行っています。その中でも信用・共済事業は業務内容やリスクが多様化・複雑化していることから、金融業務を営む組織として徹底した自己規律、自助努力が要請され、あわせて業務運営の透明性を高めていくことが求められています。

このために最も重視しなければならないのは、農業協同組合法をはじめ様々な事業に関連した法令および当JAが定めた定款・諸規程であることを認識し、これらを遵守することが社会の一員としての責任と考えています。

そこで、法令及び社会的規範の遵守について代表理事組合長をはじめ全役職員が常に自覚するとともに、職制の中で相互に法令遵守状況をチェックする体制を整えています。

## 金融商品の勧誘方針

当JAは、消費者及び利用者保護を目的とした「金融商品の販売等に関する法律」・「消費者契約法」に基づく「金融商品勧誘方針」を遵守した勧誘に努めています。

### 金融商品勧誘方針

- 1 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や該当商品のリスク内容など重要な事項を十分理解していただくよう努めます。
- 3 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- 4 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- 5 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 6 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

## 社会的責任への取り組み

- ・平成17年4月1日より「個人情報の保護に関する法律」が施行されました。当JAは、組合員・利用者等の皆さまの個人情報について、個人情報取扱事業者には課せられる義務と責任を果たすため、内部規程・監査体制の整備等を行っています。

また、組合員・利用者等の皆さまの個人情報を正しく取り扱うことが当JAの事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、「個人情報保護方針」・「情報セキュリティ基本方針」を定めこれを遵守します。

- ・当JAは、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を定め、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の金融サービスの濫用の防止に取り組んでいます。あわせて、政府決定による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨みます。

マネー・ローンダリングの防止等では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく「顧客等の本人確認等に関する取扱マニュアル」により、口座開設や現金取引の際、お客様の「本人確認」を徹底しています。

また、近年多発する高齢者を狙った犯罪を未然に防止するため、窓口業務や広報活動を通じ、被害に遭わないための啓発を行い、「特殊詐欺」被害の防止に努めています。

# 個人情報保護方針

「個人情報の保護に関する法律」に基づき、以下の事項を公表しています。詳細につきましては、当JAホームページをご覧ください。  
アドレス (<http://www.ja-sakuasama.iijan.or.jp/>)

## 佐久浅間農業協同組合個人情報保護方針

佐久浅間農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1 当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。  
個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。  
特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。
- 2 当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。  
利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
- 3 当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。
- 4 当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員及び委託先を適正に監督します。  
個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。
- 5 当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
- 6 当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。
- 7 当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
- 8 当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正、利用停止等に応じます。  
保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。
- 9 当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
- 10 当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

## 個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

- 1 当組合が取扱う個人情報の利用目的
- 2 当組合が取扱う保有個人データに関する事項
- 3 個人信用情報機関およびその加盟会員による個人情報の提供・利用について
- 4 共同利用に関する事項
- 5 個人データの取扱いの外部委託
- 6 外国の第三者への提供の取扱いについて

## 佐久浅間農業協同組合情報セキュリティ基本方針

佐久浅間農業協同組合（以下、当組合という。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1 当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 2 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
- 3 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。



## ❁❁❁ リスク管理体制 ❁❁❁

組合員・利用者の皆さまに安心して当JAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要であると認識しています。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「総合リスク管理規程」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

その一環として、財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化をはかるため、検証手続を実施しています（「代表者確認書」はP105に掲載しています）。

なお、この規程に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ロンダリングおよびテロ資金対策等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

### ①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

#### ◆審査体制

通常の貸出取引については、本所に審査部署を設置し金融部融資課、各支所・店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

#### ◆資産自己査定

貸出取引の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

### ②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALM（資産負債総合管理）を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### ③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のみスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での

取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことで

当 JA では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### ④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることなどにより損失を被るリスクのことで

当 JA では、信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、自主点検・内部監査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

#### ⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことで

当 JA では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務手続を整備するとともに、自主点検を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を講じています。

#### ⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことで

当 JA では、コンピューターシステムの安定稼動のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「金融部門危機管理計画・対処マニュアル」を策定しています。

## 内部監査体制

当 JA では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JA の本所・支所及び子会社を含むすべての事業所を対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしています。

## 金融ADR制度への対応

### ①苦情処理措置の内容

当 JA では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JA バンク相談所や JA 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当 JA の苦情等受付窓口（電話：0120-677-882・午前 9 時～午後 5 時（金融機関の休業日を除きます））

### ②紛争解決措置の内容

当 JA では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

#### ・信用事業

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

①の窓口または JA バンク相談所（一般社団法人 JA バンク・J F マリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。なお、申立者の居住地の近隣弁護士会で手続きを進める「現地調停・移管調停」が、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等で利用できます。

#### ・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。

①の窓口にお問い合わせ下さい。

## 金融円滑化にかかる基本方針

当 JA は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当 JA の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当 JA の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

### 金融円滑化にかかる基本方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等の相談・申込みに対する柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取り組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

詳細につきましては、当 JA ホームページをご覧ください。アドレス（<http://www.ja-sakuasama.iijan.or.jp/>）

## お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当組合は、「よりそい、見つめあいます。」を経営方針に掲げ、その経営方針を達成するため「存在理念」・「経営理念」・「行動理念」の3つの理念をもとに、組合員・利用者様に金融・共済サービスを提供しております。

### 3つの理念

#### 「存在理念」

わたしたち JA 佐久浅間は、組合員の暮らしとともに存在します。

#### 「経営理念」

わたしたち JA 佐久浅間は、「安全」「安心」「信頼」をモットーに、地域に根ざした経営を行います。

#### 「行動理念」

わたしたち JA 佐久浅間は、共生を誓いとし、みんなの笑顔の掛け橋となるために行動します。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」の提供を通じた豊かな生活づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

注) 共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、JA共済連）が、共同で事業運営しております。JA共済連の「組合員・利用者本位の事業運営に関する取組方針等」は、JA共済連のホームページをご参照ください。

### 1. お客さまへの最適な商品提供

#### (1) 金融商品

【原則2本文および(注)、原則3(注)原則6本文および(注2,3)】

##### ① JAバンクのセレクトファンド

JAバンクでは、いろいろな「投資に関するニーズ」に合った商品を揃えつつ、お客さまにとっての選びやすさも考慮し、一定の商品数に絞った「JAバンク セレクトファンド」をご用意いたします。

「JAバンク セレクトファンド」のラインナップは、主に以下の基準をもとに商品を選定しております。選定にあたっては外部有識者の知見もふまえ検討しており、定期的な各商品の運用実績などのモニタリングも行います。

##### a. 長期投資

将来の備えに向けて、「長期投資」を前提とした金融商品であること。

(いわゆるテーマ型ファンドではないこと)

##### b. 手数料

手数料が良心的な水準であること。

##### c. 運用実績

過去の運用実績が相対的に良好であること。

##### d. 将来性

これから将来に向けて資産を築いていく資産形成層に向けては、過度に分配金を捻出する投資信託ではないこと。

##### e. 運用体制

運用体制について、外部機関の評価を得ていること。

なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。



## ② コア・サテライト戦略

JAバンクでは、保有する資産を守りの「コア（中核）資産」と攻めの「サテライト（衛星）資産」に分けて運用する方法を用いております。

コア部分は、資産運用の中心として、長期的な視点で安定運用を期待する部分です。一般的に価格変動（リスク）が比較的小さい商品で運用を行います。そのため、株式や債券など複数の資産が組み入れられたバランス型ファンドなどが向いています。

サテライト部分は、比較的高いリターンや分配金の受け取りを期待する部分です。投資対象の資産の値上がりや為替による収益を期待したり、定期的に分配金を受け取りたいなどのニーズに合わせて投資を行います。そのため、株式やREIT・海外債券など特定の単一資産に投資をする商品などが向いています。

中核資産である「コア」とサテライト（衛星）資産である「サテライト」をバランスよく保有することが、理想的な資産運用のひとつの姿と考えております。

## (2) 共済商品（仕組・サービス）

【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2, 3）】

当組合は、組合員・利用者の皆さまが、日々の生活や農業を取り巻く様々なリスクに対する備えとして、一人ひとり向き合い、ご利用いただけるよう目的に合った共済の提案・サービスを提供します。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）の提供は実施しておりません。

## 2. お客さま本位のご提案と情報提供

### (1) 信用の事業活動

【原則2本文および（注）、原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1, 2, 4, 5）】

#### ① お客さまへのご提案

商品提案にあたっては、お客さまとの対話を重視し、お客さま1人1人によって異なる金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、ふさわしい商品をご提案するために、以下の事を念頭に置いて提案活動に取組みます。

- ・市場環境や経済環境、資産形成の必要性を説明し、お客さまとの対話の中で、つかう、ためる、ふやす等お金の色分けを一緒に考え、運用目的に寄り添った提案。
- ・お客さまに寄り添った4つのステップに応じた提案。
- ・お客さまの理解を手助けする資料の活用（資産運用ガイダンス・スタイル診断シート等）。
- ・販売手数料等の多寡を重視することなくお客さまにふさわしい商品の提案。

#### ② お客さまへの情報提供

お客さまへは、商品のリスクの特性・手数料等、投資判断に重要な影響を及ぼす情報について、十分な情報を、お客様にとってわかりやすく説明するように努めます。

- ・お客様が負担する手数料等のわかりやすい説明のために販売用資料や交付目論見書・重要情報シートの活用
- ・JAとしてお客さまのリスク許容度を確認し、リスク許容度に応じた商品案内。
- ・NISA、iDeCoといった非課税制度の情報提供。
- ・投資後もお客さまへ適切な情報を提供するためにファンドレポートや月間マーケットレター等を活用したアフターフォローの実施。

### (2) 共済の事業活動

【原則2本文および（注）、原則4、原則5本文および（1～5）、原則6本文および（注, 1, 2, 4, 5）】

#### ① お客様へのご提案

- ・組合員・利用者の皆さまに対して、各種公的保険制度等にかかる情報提供を行い、安心チェックシートを活用し一人ひとりの加入目的・ライフプラン等に応じた、最適な保障・サービスをご提案します。
- ・契約者サービス強化を目的とした、利用者満足度調査を実施し、組合員・利用者の「声」を活かしたサービスを提供していきます。

- ② お客さまへの情報提供
- ・ 共済の加入にあたっては、組合員・利用者の皆さまのご意向に寄り添い、確認したうえで、十分な保障内容をご理解・ご納得いただけるよう、分かりやすい重要事項説明（契約概要・注意喚起事項等）を実施します。
  - ・ 特に高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、ご家族を含めて十分ご納得、ご満足いただけるよう、より丁寧にわかりやすくご説明し、ご契約時にはご家族の同席等を徹底するなど、きめ細やかな対応を行います。
  - ・ 各種手続きの実施にあたっては、組合員・利用者の皆さまに分かりやすいご説明を心掛けるとともに、“寄り添う”活動を行い、安心いただけるようアフターフォローを実施します。
- ③ 手数料等
- ・ 保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。

### 3. 利益相反の適切な管理

【原則3本文および（注）】

(1) 利益相反の管理について

お客さまへの商品選定や情報提供にあたって、顧客利益の不当な阻害の防止のため「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

- ・ リスク管理部門の月次・四半期のモニタリングによる、お客さまへの営業姿勢や適合性の確認。

### 4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

(1)① 人材育成について（信用）

研修による指導や資格取得の推進を通じて専門性を有し適切に業務を行える人材を育成します。

- ・ 登録外務員、内部管理責任者、営業責任者業務の研修システムe-ラーニングの受講。
- ・ 通信教育講座の受講。
- ・ 全国版、長野県版資産形成サポートプログラム導入による専門講師との研修会、同行訪問等の実践を通じた人材育成。

② 人材育成について（共済）

公的医療保険制度・公的年金制度等の「公的保険制度」の知識習得研修や共済にかかる生命・建物・自動車の各種内部資格の取得に向けた研修を実施します。また信用と連携する中でFP等公的資格取得に向けた研修会に参加し、組合員・地域利用者の皆さまへの総合相談機能の発揮に向けた、高度な専門知識を有する人材育成に取り組みます。

(2) 態勢の構築について

適切な人員配置やモニタリング等を通して、お客さま本位の業務運営実現のための態勢を構築します。

- ・ 資産形成サポートプログラム受講者を中心とした職員を投資信託取扱店舗に配置。
- ・ 毎月の自主点検による顧客への提案状況の確認。

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改訂）との対応を示しています。

## 農業振興活動

### ❖地域密着型金融への取組み

(中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況を含む)

#### (1) 農業者等の経営支援に関する取組方針

当JAは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当JAの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、金融円滑化にかかる基本方針等を定め、取り組んでおります。

#### (2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

当JAは、ご利用者からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、必要な体制を整備しております。

#### (3) 地域活性化のための融資をはじめとする支援

営農経済部に農家経営支援対策チームを設置し、金融事業等と連携をはかりながら農業者の多様なニーズに対応できるよう取り組んでおります。

#### (4) 担い手の経営のライフステージに応じた支援

担い手の経営のライフステージに応じた融資制度を設定し、経営と生活をサポートしております。

#### (5) 経営の将来性を見極める融資手法をはじめ担い手に適した資金供給手法の取組み

農業融資については、営農経済部門と連携し、取引実績等を活用した経営分析を通じて、農業者に適した資金提案を行っております。

### ❖収穫祭の開催、地産地消・食農教育への取組み

新型コロナウイルス感染症が5類に移行して1年が経過しました。日常生活における行動制限がなくなり、地区祭や収穫祭など「食と農を基軸とした」イベントを地域ごとに開催し、地域の皆さんとの交流を再開することができました。

また、当JAでは直売所（道の駅ヘルシーテラス佐久南、A・コープファーマーズ佐久平店、みどりのひろば軽井沢、JAファームさわやかグリーンセンター、あぐりの湯こもろ直売所）を設け、新鮮な地元産農畜産物の提供を行っております。全直売所出荷会員数は1,467名、販売額は11億3千万円となり、生産者の所得増大と地域の活性化に取り組んでおります。

食農教育活動として「農作物の収穫体験・JAの仕事」について各地区で取り組んだほか、親子対象の「ちゃぐりん教室」や小学生対象の「ちゃぐりんフェスタ」を開催するなど、年間を通して食の安全・安心や農について学習しました。また、出前講座として各地区の小・中学校や高校へ出向き、地域伝統食の伝承活動や米消費拡大活動、食の安全・安心の啓発活動及び交流を行いました。



佐久うすだ支所農産物直売会



A・コープファーマーズ佐久平「さくさく市場」

## 地域貢献情報

### (1) 全般に関する事項

当組合は、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組合であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの事業活動を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

### (2) 地域からの資金調達の状況

地域の皆さまからお預かりした貯金・積立の残高は、令和6年2月末において3,668億4千5百万円となっております。当組合では、県下統一商品のほか、特典付定期積金「ひまわりの会」等のオリジナル商品を開発し、皆さまからお預かりする資金について、金利面や特典によって皆さまにご満足いただけるよう心がけております。

### (3) 地域への資金供給の状況

地域の皆さまへの貸出金の残高は、令和6年2月末において893億9千8百万円となっております。この内訳は、組合員等への資金供給540億3千8百万円、地方公共団体等230億3千2百万円、金融機関85億円、その他38億2千8百万円です。

地域農業者等の資金ニーズに併せ、農業施設の建設、農業器具機械の購入資金に対応する農業近代化資金などの制度融資や農業経営の安定を目的とした営農資金等、農業経営向上のため幅広い資金対応を行っております。また、生活資金においては、県下統一ローンのほか、農協独自要綱による資金を用意し、地域住民の皆さまの生活の向上に貢献できるよう努力しております。

### (4) 文化的・社会的貢献に関する事項

地域文化との係わりとして、地域行事への参画、学校給食への地元農産物の納入、各種農業関連イベントなどの開催等、農業を通じた地域との交流を積極的に行っております。

また、年金受給者を対象に「年金友の会」を組織し、旅行、マレットゴルフ大会等を開催するなど、地域の皆さまの繋がりに役立てるような活動を行っております。

今後も引き続き、地域の皆さまに貢献できるよう広報誌などを通じた情報提供に心掛け、さらには支所・店の充実を図ることにより、より一層の地域貢献ができるよう努力いたします。

### (5) 事業継続計画（BCP）

自然災害（地震、台風、洪水等）、事件・事故（火災、施設故障、システム障害、電気・通信・交通インフラの停止）、テロ、SARS、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス等の重大なリスクが顕在化した場合は、社会的責任を果たすため、事業継続計画（BCP）に基づき、生命の安全を確保しながらJAの事業を適切に継続・運営いたします。



佐久長聖高校駅伝部へのエール



## 経営者保証に関する取組方針

当組合は、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを尊重、遵守してまいります。

### 1 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等のお客さまから資金調達のお申し込みをいただいた場合には、ガイドライン要件の充足状況や経営状況等を分析し、経営者保証の必要性等を総合的に判断します。

### 2 経営者保証の契約時の対応について

- (1) 当組合は、お客さまと保証契約を締結する場合、お客さまの理解と納得を得ることを目的として、保証契約の必要性等に関し丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額の設定につきましては、お客さまの各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないようお客さまの資産および収入の状況、融資額、信用状況、適時適切な情報開示の姿勢等を総合的に勘案して設定します。

### 3 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) お客さまから既存の保証契約の解除または変更等の申し入れを受けた場合には、ガイドラインに則して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について検討を行うとともに、その検討結果についてお客さまに対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継時には、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、ガイドラインに則して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について検討を行うとともに、その検討結果についてお客さまに対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、解除について適切に検討し判断します。

### 4 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証履行を万一求める場合には、お客さまの資産状況などを総合的に勘案した上で履行の範囲を決定します。

## 地 区

当JAは小諸市、佐久市、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、東御市（旧北御牧村、平成16年4月1日市町村合併による町制変更前の東部町を除く。）の一円を事業区域としています。

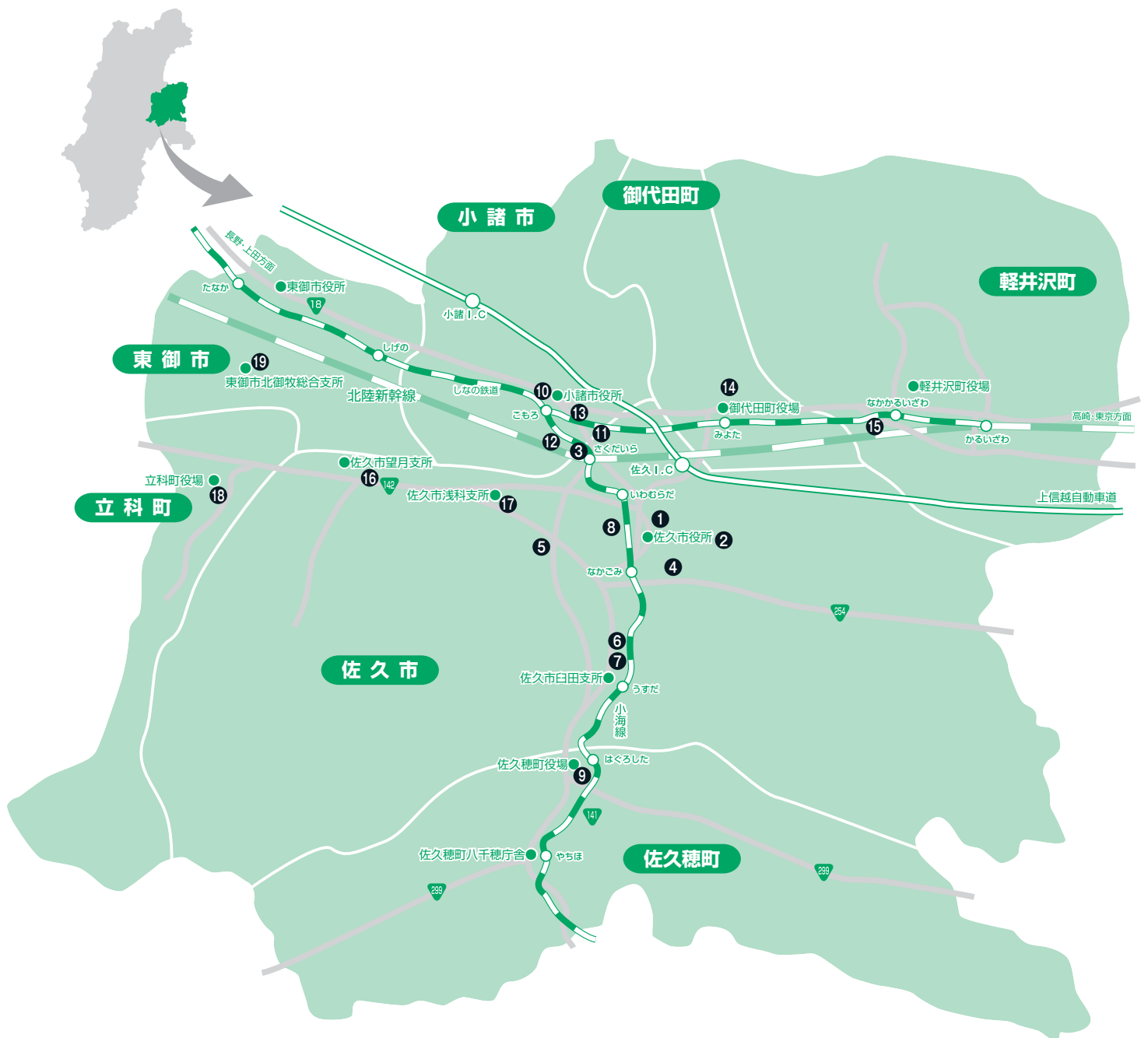
## 店 舗 一 覧

（令和6年6月1日現在）

No	店 舗 名	郵便番号	住 所	電話番号	ATM 設置台数	
さくく地区	①	本 所	385-8585	佐久市猿久保 882	0267-67-0610	2 台
	②	東 店	385-0006	佐久市志賀 6059-1	0267-67-3602	1 台
	③	佐久岩村田支所	385-0022	佐久市岩村田 5512-3	0267-67-2533	1 台
	④	中 込 店	385-0034	佐久市平賀 1893-6	0267-62-0302	1 台
	⑤	佐久野沢支所	385-0055	佐久市三塚 100	0267-62-0047	1 台
みなみ地区	⑥	佐久うすだ支所	384-0301	佐久市臼田 620-1	0267-82-2111	1 台
	⑦	佐久総合病院支所	384-0301	佐久市臼田 197	0267-82-6800	1 台
	⑧	佐久医療センター店	385-0051	佐久市中込 3400-28	0267-78-5822	2 台
	⑨	佐久穂支所	384-0613	南佐久郡佐久穂町大字高野町 559-1	0267-86-2025	1 台
さくま地区	⑩	小 諸 支 所	384-0025	小諸市相生町 2-3-5	0267-22-9400	1 台
	⑪	南 大 井 店	384-0808	小諸市大字御影新田 801	0267-22-1247	1 台
	⑫	三 岡 店	384-0084	小諸市大字耳取 930-1	0267-22-1340	1 台
	⑬	北 大 井 店	384-0055	小諸市大字柏木 546-8	0267-22-0955	1 台
	⑭	御 代 田 支 所	389-0207	北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1791-1	0267-32-3377	1 台
	⑮	軽 井 沢 支 所	389-0111	北佐久郡軽井沢町大字長倉 2965	0267-45-5067	1 台
さくし地区	⑯	佐久望月支所	384-2204	佐久市協和 2361-1	0267-53-3001	1 台
	⑰	浅 科 店	384-2104	佐久市甲 1359-3	0267-58-2141	-
	⑱	立 科 支 所	384-2305	北佐久郡立科町大字芦田 2518-6	0267-56-1013	1 台
	⑲	北 御 牧 支 所	389-0404	東御市大日向 337	0268-67-3322	1 台

### ■ 店舗外ATM

旧平根店、旧高瀬店、旧中佐都店、旧佐久岩村店、A・コープファーマーズ佐久平店、佐久市役所、旧内山店、旧岸野店、旧田口店、旧切原店、旧八千穂店、佐久市望月支所、佐久市浅科支所、イオンモール佐久平店、佐久穂町役場、ユーバレット南佐久店、浅間南麓こもろ医療センター、旧大里店、旧御代田店、旧伍賀店、旧布施店、旧春日店、立科町役場、旧西部店、旧中込店

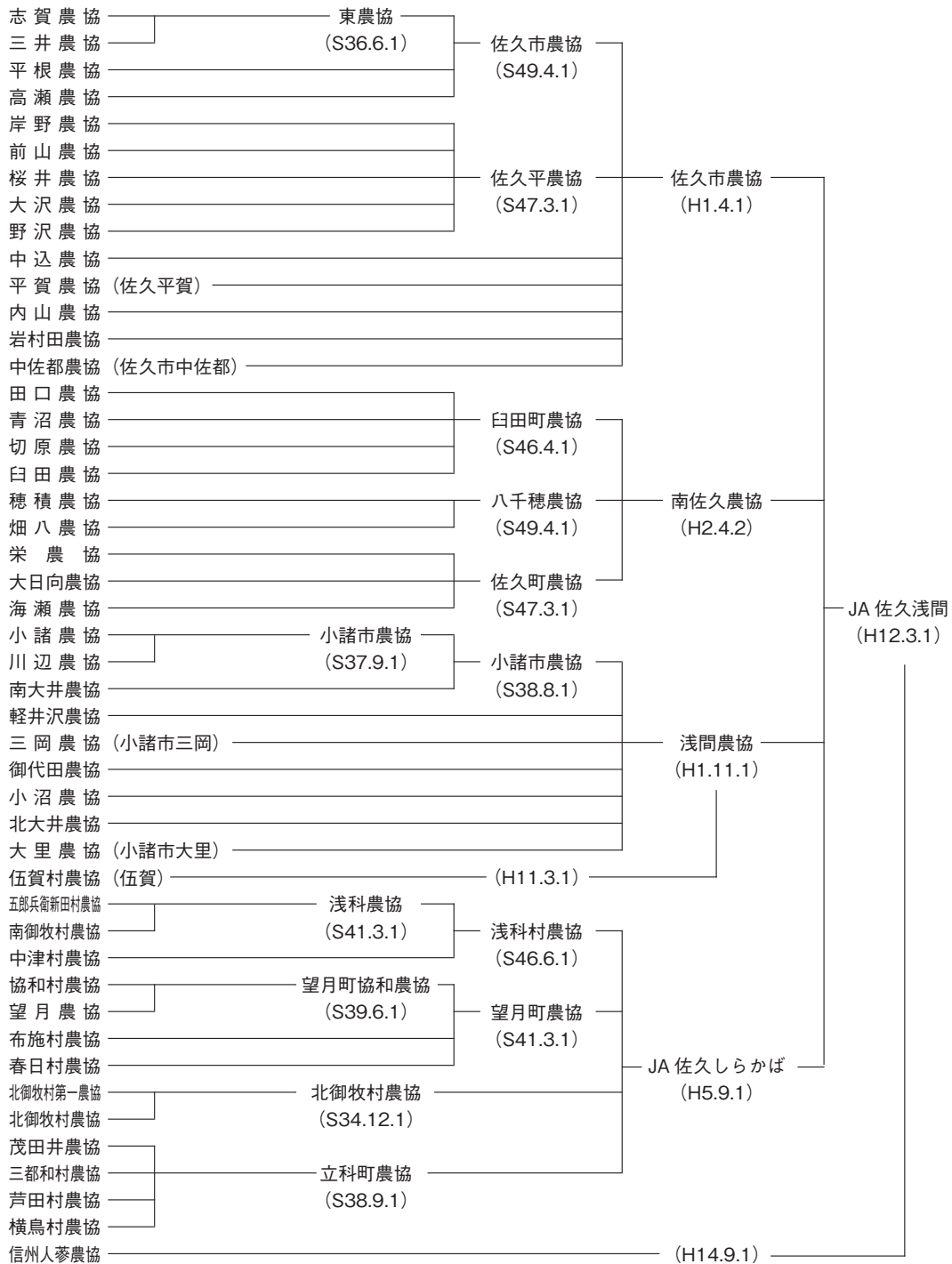


◎店舗所在地を P24 店舗一覧 No で表示しています。

## 沿革・歩み

当JAは、昭和22年の農業協同組合法の公布を受け、昭和23年以降に設立された47の農協が時代の変遷とともに合併を重ね平成12年3月1日に設立されました

### 合併の歩み





## 平成12年

3月 1日 J A 佐久浅間発足

## 平成13年

11月19日 投資信託窓口販売開始

11月19日 インターネットバンキング取扱開始

## 平成14年

7月 年金友の会会員2万人突破

## 平成15年

6月 1日 セレモニー積立「ひまわりの会」取扱開始

6月19日 ゆうちょ銀行ATM提携開始

## 平成17年

1月 4日 立科支所新築・稼働

## 平成18年

5月 8日 全国統一信用システム「JASTEM」稼働

5月22日 セブン銀行ATM提携開始

## 平成19年

2月13日 ICキャッシュカード・生体認証取扱開始

3月 1日 カードローン「Lip」取扱開始

3月 1日 特別金利定期貯金「55（ゴーゴー）人生」「虎の子」販売開始

4月 1日 フラット35（住宅金融支援機構買取型住宅ローン）販売開始

9月25日 子育て応援定期積金「こてきたい」販売開始

## 平成20年

5月12日 北御牧支所移転

## 平成23年

2月14日 新本所業務開始、ローンセンター開設

## 平成24年

7月 1日 J Aカード（一体型）によるセブン銀行ATM利用手数料のキャッシュバックサービス開始

## 平成25年

5月14日 相続定期貯金「さくあさま」販売開始

11月18日 イーネット、ローソンATM提携開始

## 平成26年

3月 3日 佐久医療センター出張所新設

## 平成28年

2月 1日 女性のための定期積金&定期貯金「ゆめこまち」販売開始

## 平成29年

8月17日 J A 佐久浅間農産物直売所クーポン券付定期貯金「GREEN（グリーン）」販売開始

## 平成30年

4月 2日 J A 佐久浅間特別金利定期貯金「フォレスト」販売開始

## 令和元年

4月 1日 年金受給予約者専用特別金利定期積金「よろこびライフ」販売開始

9月 3日 移動金融車「じゃんまる号」運行開始

## 令和2年

3月 1日 J A 佐久浅間発足20周年

3月 2日 御代田支所新築・稼働

## 令和3年

5月17日 佐久穂支所新築・稼働

9月 6日 佐久うすだ支所リニューアルオープン

## 令和4年

9月12日 中込店新築・稼働

## 令和5年

4月 3日 佐久岩村田支所新築・稼働

4月 3日 本所ライフサポートセンター開設

## 当 JA の組織

### 組合員数

(単位：人)

		令和5年度末	令和4年度末	増 減
正組合員数		16,721	17,217	△ 496
	個 人	16,665	17,161	△ 496
	法 人	56	56	-
准組合員数		12,941	12,608	333
	個 人	12,819	12,487	332
	法人・団体	122	121	1
合 計		29,662	29,825	△ 163

### 組合員組織の状況

(単位：人)

組織名	構成員数
米穀専門委員会	4,349
野菜専門委員会	1,190
果樹専門委員会	653
花き専門委員会	275
きのご専門委員会	5
畜産協議会	69
ジュース用トマト協議会	68
青年部協議会	169
女性会	1,411

当JAの組合員組織を記載しています。

### 役員一覧

(令和6年6月1日現在)

役職名	氏 名	備 考	役職名	氏 名	備 考
代表理事組合長	高柳 利道	実践的能力者	理 事	植松 政幸	認定農業者
代表理事専務理事	柳澤 正	実践的能力者	理 事	三石 和久	実践的能力者
常 務 理 事	小林 清	実践的能力者	理 事	柳澤 正弘	実践的能力者
常 務 理 事	茂木 秀二	実践的能力者	理 事	清水 陽子	実践的能力者、女性
理 事	磯貝 源夫	実践的能力者	理 事	小宮山政男	認定農業者
理 事	小池 宗夫	実践的能力者	理 事	市川 正一	認定農業者
理 事	武井 信一	認定農業者	理 事	山浦 一利	実践的能力者
理 事	駒村 啓一	実践的能力者	理 事	土屋 寿恵	認定農業者、女性
理 事	榎澤 静枝	女性	理 事	花岡 和夫	実践的能力者
理 事	日向 信夫	実践的能力者	理 事	小澤 真一	認定農業者
理 事	金子 裕之	実践的能力者	理 事	箕輪 文彦	認定農業者
理 事	小林 浩一	実践的能力者	理 事	山浦 清志	実践的能力者
理 事	須田 幸枝	実践的能力者、女性	理 事	桜井 秀子	実践的能力者、女性
理 事	柳沢 益男	認定農業者	代 表 監 事	井出 健一	
理 事	古越 茂美	実践的能力者	代 表 監 事 代 理	渡辺 永	
理 事	井出やよい	実践的能力者、女性	常 勤 監 事	塩川 隆幸	
理 事	矢島めぐみ	実践的能力者、女性	監 事	大森 一	
理 事	秋山 政人	実践的能力者	監 事	依田 文雄	員外監事

### 職員の内訳

(単位：人)

区 分	令和5年度			令和4年度			
	男	女	計	男	女	計	
正職員	一般職員	272	132	404	284	142	426
	営農技術員	45	2	47	52	-	52
	生活指導員	-	5	5	-	5	5
	計	317	139	456	336	147	483
臨時・パート職員	54	125	179	64	135	199	
合 計	371	264	635	400	282	682	

### 特定信用事業代理業者の状況

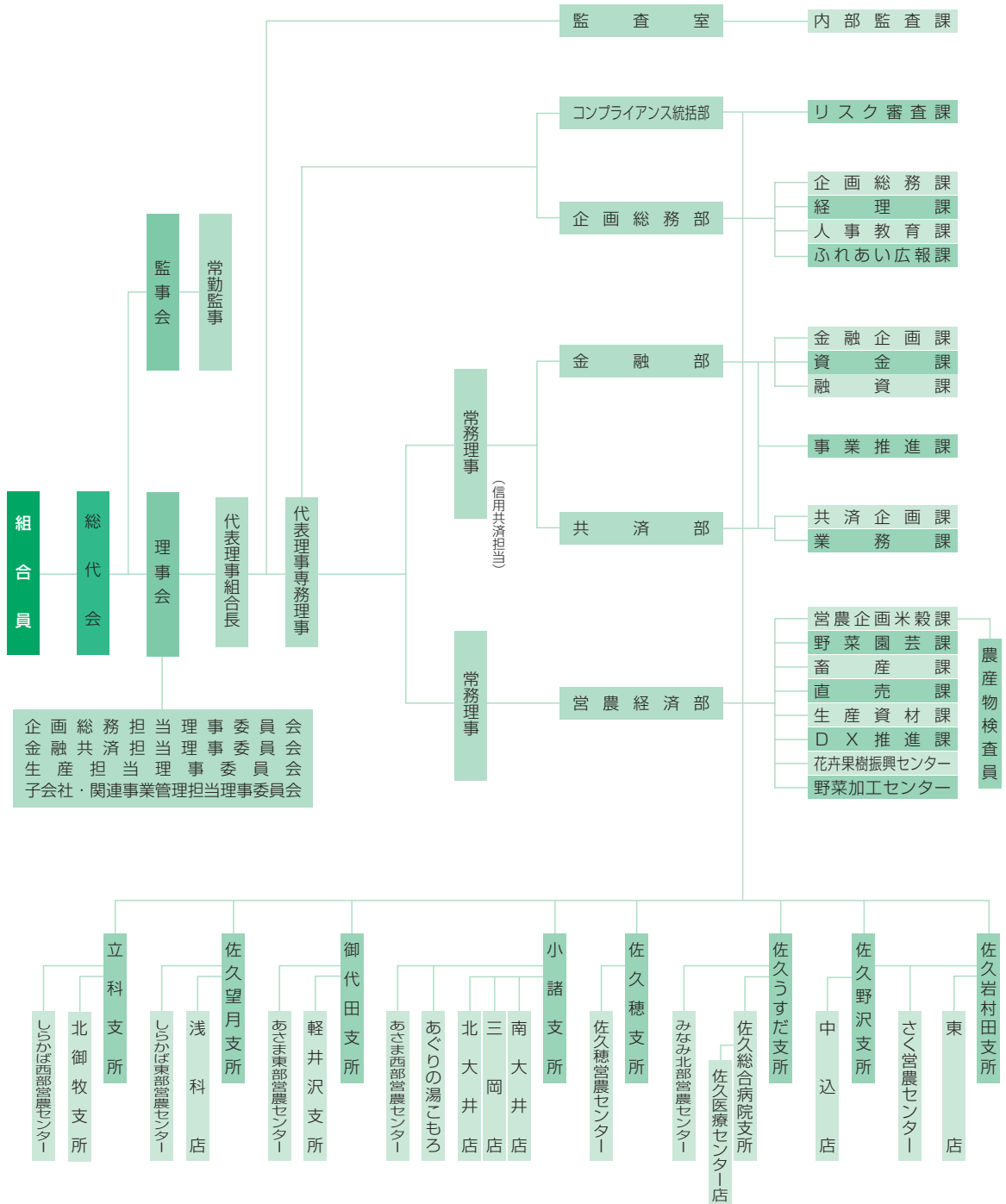
該当ありません。



# 組織機構



(令和6年6月1日現在)





## 事業のご案内

※本冊子は、信用事業を中心とした情報提供を主な目的にしていますので、信用事業以外の事業のご案内は省略させていただきます。

なお、信用事業以外の事業内容につきましては、「協同のあゆみ」（第25回通常総代会資料）をご覧ください。

「協同のあゆみ」は金融窓口にご用意しておりますので、お気軽にお申しつけ下さい。



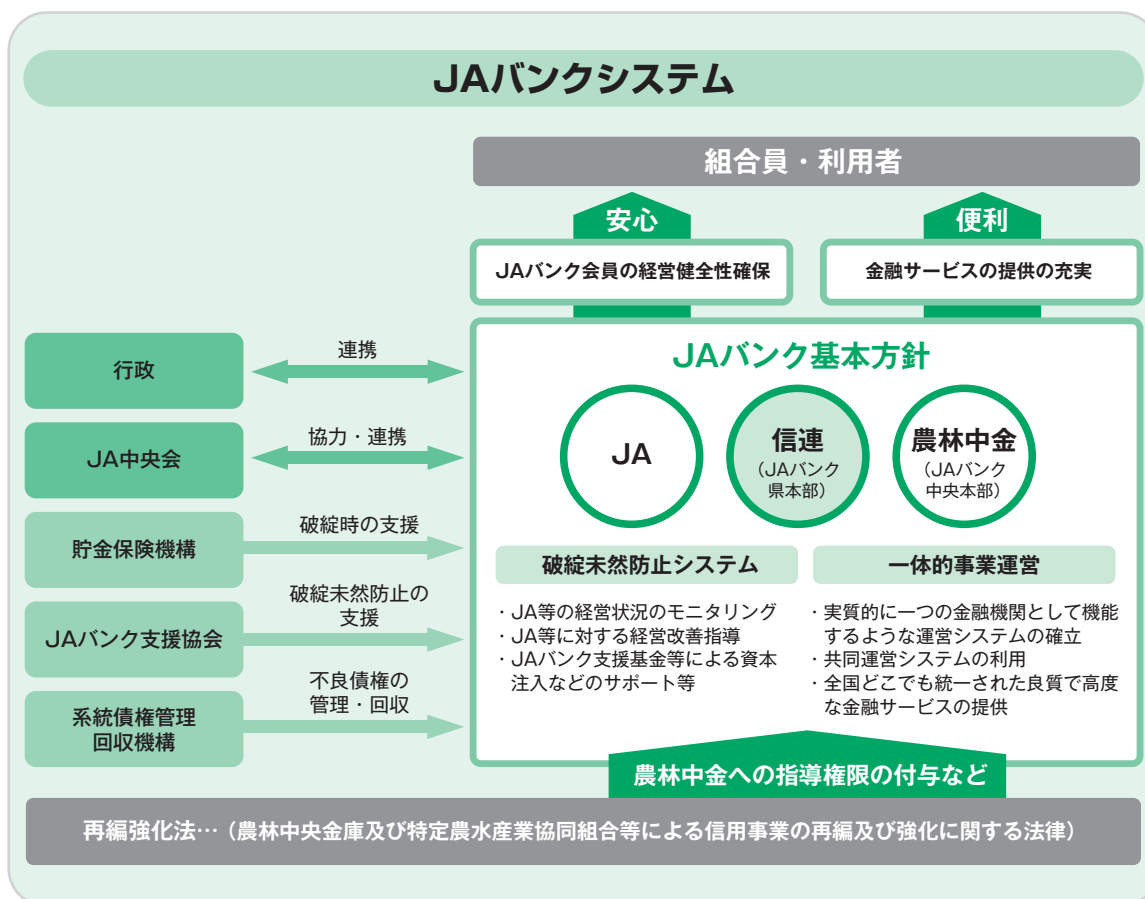
## 信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA、信連、農林中金という三段階の組織が総合力を結集し、実質的にひとつの金融機関（JAバンク）として大きな力を発揮しています。

### ○貯金業務

組合員の皆さまはもちろん地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、スーパー定期、定期積金、総合口座など各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

また、JA貯金は「JAバンク・セーフティーネット」（公的制度である「貯金保険制度」と「JAバンクシステム」のもとJAバンク全体で経営健全性を確保する取り組みである「破綻未然防止システム」により守られており、安心してご利用いただけます。



再編強化法…（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）

行政

← 連携 →

JA中央会

← 協力・連携 →

貯金保険機構

→ 破綻時の支援 →

JAバンク支援協会

→ 破綻未然防止の支援 →

系統債権管理回収機構

→ 不良債権の管理・回収 →

・お取扱商品のご案内（主な貯金）

貯金の種類	特 色	期 間	お預け入れ金額
当座貯金	・小切手・手形がご利用いただけます。	期間の定めはありません	1円以上
総合口座	・普通貯金と定期貯金を一冊の通帳にセットした貯金です。お預けいただいた定期貯金の90%、最高300万円まで自動融資がご利用いただけます。	期間の定めはありません	普通貯金、定期貯金のお預入金額によります。
普通貯金(含 決済用貯金)	・お財布代わりにいつでも簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払い口座として、また、給与・年金等のお受取口座として最適です。(決済用貯金には、お利息はつきません。)	期間の定めはありません	1円以上
貯蓄貯金	・普通貯金と同様、簡単に出し入れできる貯金です。 ・残高に応じて5段階の金利が適用されます。	期間の定めはありません	1円以上
納税準備貯金	・税金の納付に備えるための貯金です。	期間の定めはありません	1円以上
通知貯金	・1週間以上の短期のお預け入れにご利用いただけます。	7日以上	50,000円以上
教育資金一括贈与貯金	・「JA教育資金贈与専用口座」を開設し、当該口座から教育資金を支払うことで、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の適用を受けることができます。	原則、受贈者が30歳に達した日まで（諸条件あり）	1,500万円以内
<b>定期貯金</b>			
期日指定定期貯金	・お利息が1年複利で計算される定期貯金です。 ・1年の据置期間後はお引出し自由、一部のお引出しもできます。	最長3年	1円以上 300万円未満
スーパー定期	・おいくらからでもお預入れいただけます。 ・個人のお客さまの場合、満期日前にお利息を受け取ることができる利息分割受取型も選択できます。	1ヵ月以上 10年以下	1円以上
大口定期貯金	・1,000万円以上の大口資金の運用に最適な商品です。		1,000万円以上
変動金利定期貯金	・市場金利に応じて6ヵ月ごとに金利が変更となる貯金です。	2年・3年	1円以上
<b>積立型貯金</b>			
グリーン積立	・毎月のお積立ては、期日指定定期貯金で有利に増やします。積立期間は自由でいざという時には一部のお支払機能もあります。	期間の定めはありません	1円以上
積立式定期貯金満期型	・毎月のお積立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	据置期間 1ヵ月以上3年 以下 積立期間 6ヵ月以上10 年以下	
<b>財形貯金</b>			
一般財形貯金	・お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによるお積立てとなります。	3年以上	1円以上
財形年金貯金	・退職後の生活に備えての資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形住宅と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
財形住宅貯金	・マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形年金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
定期積金	・毎月一定額のお積立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6ヵ月以上5年以下	1,000円以上
譲渡性貯金(NCD)	・大口資金の運用に適しています。また、満期日前に譲渡できます。	2週間以上 5年以下	1,000万円以上

## ○貸出業務

組合員の皆さまへの貸出をはじめ、地域住民の皆さまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまに必要な資金を貸出しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫等の各種制度資金の申し込みのお取り次ぎもしています。



### ・お取扱商品のご案内（主な資金）

資金の種類	お使用みち等	期間	ご融資金額	
JAバンクローン	住宅ローン	・住宅の新築、増改築、宅地、建売住宅、マンション等の購入資金及び他金融機関の借り替えにもご利用いただけます。 ・金利は固定金利、変動金利、固定変動選択型があります。	50年以内	1億円以内
	リフォームローン	・住宅の増改築、修理、内外装、太陽光発電システム設置、門、塀の建築、造園等の資金にご利用いただけます。	20年以内	1,500万円以内
	賃貸住宅ローン	・賃貸住宅の建設、増改築等にご利用いただけます。	30年以内	4億円以内
	教育ローン	・教育に係る資金なら教育ローンです。入学金、授業料はもちろん、家賃や支度金等にもご利用いただけます。	16年10カ月以内 (据置期間等詳しい内容につきましては、窓口でお気軽にご相談下さい。)	1,000万円以内
	マイカーローン	・車の購入はもちろん、車検、ガレージ、免許の取得にもご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内
	フリーローン	・お使用みちは自由です。(事業資金は除く)	10年以内	500万円以内
	カードローン「Lip」	・ご自由です。(生活に必要な一切の資金)	2年 (自動更新)	500万円以内 (10万円単位)
アグリマイティーローン	・農業経営に必要な資金全般にご利用いただけます。	15年以内	2億円以内	
農業経営ローン	・農業経営に必要な短期資金としてご利用いただけます。	1年以内 (1年更改)	3,000万円以内	
農業資金	・農業経営に必要な設備資金、農業経営改善に必要な長期資金等農業資金全般としてご利用いただけます。	35年以内 (固定金利は10年以内)	ご融資金額等詳しい内容につきましては、窓口でお気軽にご相談下さい。	
住宅資金	・住宅、宅地の取得、増改築等お住まいに係る資金全般にご利用いただけます。	40年以内 (固定金利は20年以内)		
事業資金	・組合員が経営する農業以外の事業の安定と拡充のための資金としてご利用いただけます。	35年以内 (固定金利は10年以内)		
生活資金	・生活に必要な資金全般にご利用いただけます。	20年以内		

### ・各種制度資金

金融機関等	資金名
独立行政法人 住宅金融支援機構	災害復興住宅融資 地すべり等関連住宅融資 宅地防災工事資金融資 他
(株)日本政策金融公庫	青年等就農資金 農業改良資金 農業経営基盤強化資金(スーパーL) 経営体育成強化資金 農林漁業セーフティネット資金 畜産経営環境調和推進資金 中山間地域活性化資金 振興山村・過疎地域経営改善資金 国の教育ローン 他

## ○資金・証券業務

当JAがお預りした貯金は、ご融資を通じ地元へ還元する一方、信連への預金・有価証券等への運用も行っています。その運用方法は安全性・収益性・流動性を重視しており、系統（JA長野県信連）預け金などの短期運用や国債等による長期の運用を行っています。

## ○証券窓販業務（国債／証券投資信託）

当JAでは、お客様の多様化する資産運用ニーズに応えるため、国債および証券投資信託の窓口販売業務を行っています。ご相談窓口では、お客様の投資目的、投資経験、リスク許容度等により適切な商品提供ができるようご相談に応じています。

## ○相談業務

お客様の財産づくりや生活設計のご相談に応じるため、ローンを中心とした融資相談や年金等の相談を行っています。

## ○為替／流通決済サービス

全国JAの店舗をはじめ、すべての金融機関とオンラインで結び、振込・代金取立等が安全、迅速、確実にできる内国為替のお取り扱いをしています。

また、給与・年金等の口座振込、公金・公共料金の口座振替や全国の民間金融機関との間でキャッシュカードによる相互支払サービス、各種クレジットカードとのキャッシング提携などお客様のお仕事や暮らしの中で生ずる様々な資金決済について各種のサービスを提供しています。

### ・お取扱商品のご案内

項目	内容
自動送金サービス	毎月ご指定日にお客様のご指定口座から、ご指定の金額を自動的に送金いたします。1回の手続きで、毎月確実に送金できます。
総合振込サービス	お客様からのお支払いに振込データを記録媒体で送っていただくことにより、自動的にお振込みいたします。
定期振込サービス	定期的に同一のお振込みをお客様が行う場合、振込先の登録を行い振込票の作成を致します。お客様は金額欄に記入するだけで、その他の記入が不要となり大変便利です。
JAキャッシュサービス	JAバンクのキャッシュカードをお持ちのお客様は、JAバンクおよびJFマリンバンクのATMによるご入金、ご出金、残高照会のサービスを終日無料でご利用いただけます。また、三菱UFJ銀行のATMによる平日日中時間帯のご出金・残高照会のサービスも無料でご利用いただけます。セブン銀行ATM・イーネットATM・ローソン銀行ATMによるご入金・ご出金（JAバンク優遇プログラム※における手数料無料化の対象です）、およびMICS提携金融機関（都銀・地銀・第二地銀・信金・信組など）のATMでも、ご出金、残高照会のサービスをご利用いただけます。 ※JAバンク優遇プログラムとは、JAとの取引状況に応じてコンビニATMの手数料が月に2回まで無料となるサービスです。
給与受取サービス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要なときにお引き出しができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等の各種年金、配当金などがお客様の口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取に出かけられる手間も省け期日忘れの心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息が付きますので大変お得です。
各種自動支払サービス	電気料、NHK放送受信料、電話料のほか、税金、水道料など、普通貯金（総合口座）当座貯金から自動的にお支払い致しますので集金、払い込みのわずらわしさがなくなります。
JAカード（クレジットカード）	JAカードは、JAが提供する「JAならでは」のクレジットカード。ご旅行、お買物、お食事などにサインひとつでご利用いただけます。また、現金が必要なときのキャッシングサービスもご利用いただけます。
デビットカードサービス	JAのキャッシュカードでお買い物ができます。デビットカード加盟店で、端末にカードを差し込み、暗証番号を入力するだけでお支払い代金がおお客様の口座から即時に引き落とされます。また、お客様に手数料は一切かかりません。



## ○全自動貸金庫

専用カード、暗証番号、専用鍵を使ったセキュリティシステムにより、大切な財産とともに秘密やプライバシーを安全・確実にお守りいたします。営業時間内であればいつでもご利用いただけます。

## ○その他サービス

ご自宅やオフィスに居ながら資金送金・残高照会が行える「アンサーサービス」「JAネットバンク」「法人JAネットバンク」のお取り扱いをしています。

### ・お取扱商品のご案内

項目	内容
アンサーサービス	お客様が現在お使いのOA機器（パソコン・ファクシミリ）とJA長野県グループのコンピュータとを通信回線（電話回線）で結ぶことにより「資金の移動」や「お取引内容についての照会」を、オフィス・ご自宅に居ながらにしてスピーディーに行えます。
JAネットバンク	インターネットに接続されているパソコン、スマートフォン、携帯電話から、窓口やATMでご提供しております各種サービスをお気軽にご利用いただけます。
法人JAネットバンク	残高照会、振込、振替はもちろん、給与振込などのデータ伝送サービスもオフィスのパソコンでご利用できます。

## 主な手数料

(令和6年6月1日現在)

### 1 為替手数料

(1)振込手数料（1件につき）

振込みの種類		3万円未満	3万円以上
窓口利用	当JA同一店内あて	110円	330円
	当JA本支所あて	220円	440円
	系統あて（電信扱・文書扱）	220円	440円
	他行あて（電信扱・文書扱）	550円	770円
自動送金	JAあて（注1）	220円	440円
	他行あて	550円	770円
ATM	当JAのキャッシュカード <sup>注2</sup>	当JA本支所あて	無料
		他JAあて	110円 330円
	県内のJA・JFキャッシュカード	JAあて	110円 330円
		他行あて	440円 660円
	他行のキャッシュカード <sup>注3</sup>	JAあて	110円 330円
		他行あて	440円 660円
アンサー・ネットバンク	個人	当JA本支所あて	無料
		他JAあて	110円 220円
	法人	他行あて	165円 330円
		JAあて（注1）	110円 220円
	他行あて	330円 550円	

注1) 引落とし振込先口座が同一店舗内の場合は、無料。

注2) 県内JA・信連キャッシュカードを含む。

注3) 一部利用できないカードがあります。

注) 15時以降は翌営業日振込扱いとなります。

(2)送金手数料

送金の種類	手数料
県内JAあて	440円
他行あて	660円

(3)代金取立手数料

種類	手数料
当JA内・手形交換所扱	普通扱・至急扱 無料
県内JAあて	普通扱・至急扱 440円
他行あて	普通扱 660円
	至急扱 880円
送金・振込組戻料	660円
不渡手形返却料	660円
取立手形組戻料	660円
取立手形店頭提示料	660円

(4)その他手数料

種類	手数料
口座振替（1件あたり）	110円
自動送金サービス申込手数料（1申込あたり）	110円
未利用口座管理手数料（年額）	1,320円

### 2 証明書等発行手数料（1通あたり）

種類	手数料
貯金残高証明書	当JA指定用紙 自動発行 440円
	当JA指定用紙 都度発行 660円
	お客様ご指定の用紙 660円
	監査法人様からの依頼 2,200円
貯金取引履歴明細表	660円
出資保管証明書	別に定める料率による
国債保護預かり	無料

### 3 融資関係手数料（1通・1件につき）

種類	手数料	
残高証明書	当JA指定用紙 自動発行 440円	
	当JA指定用紙 都度発行 660円	
	お客様ご指定の用紙 660円	
	監査法人様からの依頼 2,200円	
融資証明書	1,100円	
債務保証書	1,100円	
抵当権による同意書・承諾書	1,100円	
支払利子証明書	1,100円	
確定日付	1,100円	
統一ローン等申込書	実費	
ローンカード再発行（1枚につき）	2,200円	
定率型住宅ローン事務手数料（1契約につき）	融資金額の1.1%	
条件変更	住宅ローン（つなぎ資金を除く）	5,500円
	個人ローン（住宅ローン以外）	3,300円
	事業性資金	3,300円
繰上返済	生活関連資金等一般資金	550円
	住宅ローン全部（つなぎ資金を除く）	33,000円
	住宅ローン一部	無料
不動産担保事務	個人ローン（住宅ローン以外）	無料
	事業性資金	3,300円
	生活関連資金等一般資金	無料
新規・追加	事業性資金他	7,700円
	住宅ローン	5,500円
	一部解除（融資残高のない場合無料）	5,500円
全部解除	無料	

#### 4 貯金関係手数料

(1)ATM利用手数料（1回につき）※稼働時間はATMによって異なります

金融機関名	お取引内容	手数料	
		平日 8:45~18:00	平日のその他 時間帯および 土曜・日曜・祝日
当JA・県内JA のATM	入出金	無料	無料
県外JAのATM	入出金	無料	無料
三菱UFJ銀行 のATM	出金	無料	110円
セブン銀行ATM イーネットATM ローソンATM	入出金	110円 (注)	220円 (注)
JFマリンバンク のATM	出金	無料	無料
提携金融機関 のATM	出金	110円	220円

※利息制限法の施行により、キャッシュカード・カードローンによる出金の際、1万円以下の貸越・お借入が発生する「総合口座取引」や「カードローンお借入取引」等のうち、CD・ATM手数料が「110円超」となる時間帯は、お取引できません。

(注) 優遇プログラムにおける手数料無料化の対象です。

#### (2)キャッシングサービス

ご利用時間帯		手数料
平日	8:00 ~ 8:45	110円
	8:45 ~ 18:00	無料
	18:00 ~ 21:00	110円
土日祝日	9:00 ~ 17:00	110円

#### (3)発行・再発行手数料

種類	内容	手数料
通帳・証書	1冊・1枚	1,100円
キャッシュカード再発行（紛失の場合）	1枚	1,100円
法人キャッシュカード発行	1枚	1,100円

#### (4)両替手数料

種類	内容	手数料
両替	1 ~ 100枚	無料
	101 ~ 500枚	220円
	501 ~ 1,000枚	330円
	1,001枚以上	千枚毎に330円を加算

#### (5)窓口硬貨整理手数料

種類	内容	手数料
窓口硬貨整理	1 ~ 500枚	無料
	501 ~ 1,000枚	220円
	1,001枚以上	千枚毎に220円を加算

#### (6)通帳・証書種類変更手数料

種類	内容	手数料
通帳・証書種類変更	1冊・1通	550円

#### (7)アンサーサービス・ネットバンク使用料

利用機器	サービス	契約料	基本料
アンサーサービス	プッシュホン	取引情報	無料
		資金移動	1,100円
	ファックス	取引情報	無料
		資金移動	1,100円
パソコン	取引情報・資金移動	11,000円	2,200円
ネットバンク	個人	無料	無料
	法人	無料	1,100円

#### 5 小切手・手形発行手数料

種類	内容	署名鑑印刷無	署名鑑印刷有
小切手	1冊(50枚綴り)	660円	770円
	1冊(25枚綴り)	440円	495円
	10枚あたり	176円	198円
マル専口座開設	1口座あたり	3,300円	
マル専手形	1枚あたり	550円	
署名鑑新規登録・変更料	1回	5,500円	

#### 6 貸金庫（設置場所：JA 佐久浅間本所）

サイズ	ご利用時間帯	年間ご利用料
小(6cm×26cm×35cm)	8:30 ~ 17:00	11,000円
大(12cm×26cm×35cm)	平日のみ	16,500円



# 資料編

# 貸借対照表

令和5年度 令和6年2月29日現在  
令和4年度 令和5年2月28日現在

(単位:百万円)

科 目	令和5年度	令和4年度	科 目	令和5年度	令和4年度
(資産の部)			(負債の部)		
1 信用事業資産	369,661	372,482	1 信用事業負債	367,760	372,126
(1)現金	1,696	1,563	(1)貯金	366,845	370,616
(2)預金	275,568	283,689	(2)借入金	3	6
系統預金	273,358	283,582	(3)その他の信用事業負債	907	1,498
系統外預金	2,210	106	未払費用	115	135
(3)有価証券	2,616	1,917	その他の負債	792	1,363
国債	1,249	1,269	(4)債務保証	4	4
地方債	412	9	2 共済事業負債	1,037	998
社債	606	100	(1)共済資金	499	473
受益証券	349	536	(2)未経過共済付加収入	536	525
(4)貸出金	89,398	85,095	(3)その他の共済事業負債	1	0
(5)その他の信用事業資産	834	712	3 経済事業負債	1,549	1,701
未収収益	81	75	(1)経済事業未払金	1,403	1,555
その他の資産	752	637	(2)経済受託債務	13	13
(6)債務保証見返	4	4	(3)その他の経済事業負債	132	132
(7)貸倒引当金	△ 457	△ 499	4 設備借入金	528	537
2 共済事業資産	60	62	5 雑負債	1,363	1,359
(1)その他の共済事業資産	60	62	(1)未払法人税等	122	161
3 経済事業資産	2,517	3,428	(2)資産除去債務	57	47
(1)受取手形	-	0	(3)その他の負債	1,183	1,151
(2)経済事業未収金	1,767	1,874	6 諸引当金	3,121	3,213
(3)経済受託債権	68	74	(1)賞与引当金	408	415
(4)棚卸資産	794	827	(2)退職給付引当金	2,654	2,750
購買品	567	625	(3)役員退職慰労引当金	58	46
その他の棚卸資産	226	202	負債の部合計	375,360	379,936
(5)その他の経済事業資産	109	880	(純資産の部)		
(6)貸倒引当金	△ 223	△ 229	1 組合員資本	27,382	26,420
4 雑資産	1,884	2,120	(1)出資金	7,643	7,254
(1)雑資産	1,884	2,122	(2)利益剰余金	19,809	19,215
(2)貸倒引当金	△ 0	△ 1	利益準備金	6,345	6,239
5 固定資産	8,578	8,178	その他利益剰余金	13,463	12,976
(1)有形固定資産	8,536	8,131	事業基盤強化積立金	4,069	4,069
建物	15,939	15,583	JA 健康・福祉積立金	916	916
機械装置	7,387	7,208	JA 教育積立金	918	918
土地	3,114	3,151	JA 情報施設積立金	500	500
建設仮勘定	72	34	野菜加工事業積立金	1,037	840
その他の有形固定資産	3,952	3,935	立科有線放送施設更新準備積立金	62	62
減価償却累計額	△ 21,930	△ 21,781	肉牛肥育実験事業積立金	176	176
(2)無形固定資産	42	46	施設更新積立金	280	729
その他の無形固定資産	42	46	税効果調整積立金	911	934
6 外部出資	18,950	18,950	経営基盤強化積立金	2,589	2,476
(1)外部出資	18,950	18,950	農業振興開発積立金	108	188
系統出資	18,007	18,007	当期末処分剰余金	1,894	1,165
系統外出資	693	693	(うち当期剰余金)	(685)	(529)
子会社等出資	249	249	(3)処分未済持分	△ 70	△ 49
7 繰延税金資産	911	955	2 評価・換算差額等	△ 178	△ 177
			(1)その他有価証券評価差額金	△ 178	△ 177
資産の部合計	402,564	406,180	純資産の部合計	27,203	26,243
			負債及び純資産の部合計	402,564	406,180

# 損益計算書

令和5年度 令和5年3月1日から令和6年2月29日まで  
 令和4年度 令和4年3月1日から令和5年2月28日まで

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和4年度
<b>1 事業総利益</b>	5,527	5,694
事業収益	14,170	14,162
事業費用	8,642	8,468
(1)信用事業収益	2,987	2,976
資金運用収益	2,714	2,749
(うち預金利息)	(1,543)	(1,552)
(うち有価証券利息)	(-)	(0)
(うち貸出金利息)	(777)	(742)
(うちその他受入利息)	(393)	(453)
役務取引等収益	113	112
その他経常収益	159	115
(2)信用事業費用	653	585
資金調達費用	78	89
(うち貯金利息)	(77)	(87)
(うち給付補填備金繰入)	(1)	(1)
(うち借入金利息)	(0)	(0)
(うちその他支払利息)	(0)	(0)
役務取引等費用	29	31
その他事業直接費用	8	-
その他経常費用	536	464
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 35)	(△ 64)
<b>信用事業総利益</b>	2,334	2,391
(3)共済事業収益	1,250	1,330
共済付加収入	1,181	1,242
その他の収益	69	87
(4)共済事業費用	86	85
共済推進費	29	22
共済保全費	28	31
その他の費用	28	31
<b>共済事業総利益</b>	1,163	1,244
(5)購買事業収益	5,011	5,176
購買品供給高	4,939	5,122
購買手数料	7	9
修理サービス料	0	0
その他の収益	64	44
(6)購買事業費用	4,563	4,684
購買品供給原価	4,401	4,549
その他の費用	161	135
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 5)	(△ 27)
<b>購買事業総利益</b>	448	491
(7)販売事業収益	735	673
販売品販売高	121	91
販売手数料	486	464
その他の収益	127	116
(8)販売事業費用	185	149
販売品販売原価	114	93
販売費	64	48
その他の費用	6	7
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)
<b>販売事業総利益</b>	550	523
(9)保管事業収益	45	44
(10)保管事業費用	26	25
<b>保管事業総利益</b>	18	18
(11)加工事業収益	2,177	2,158
(12)加工事業費用	1,520	1,480
(うち貸倒引当金繰入額)	0	-
(うち貸倒引当金戻入益)	-	(△0)
<b>加工事業総利益</b>	657	678
(13)利用事業収益	2,178	1,999
(14)利用事業費用	1,778	1,622
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)
<b>利用事業総利益</b>	399	376
(15)その他事業収益	22	25
(16)その他事業費用	8	9
<b>その他事業総利益</b>	13	15
(17)指導事業収入	82	81
(18)指導事業支出	140	127
<b>指導事業収支差額</b>	△ 58	△ 46
<b>2 事業管理費</b>	4,810	4,977
(1)人件費	3,788	4,033
(2)業務費	173	177
(3)諸税負担金	170	150
(4)施設費	656	597
(5)その他事業管理費	21	17
<b>事業利益</b>	716	716
<b>3 事業外収益</b>	494	517
(1)受取雑利息	8	14
(2)受取出資配当金	192	231
(3)賃貸料	197	195
(4)償却債権取立益	6	2
(5)雑収入	89	72
<b>4 事業外費用</b>	201	182
(1)支払雑利息	2	3
(2)寄付金	0	0
(3)子会社等賃貸資産費用	140	142
(4)雑損失	58	37
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(0)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 1)	(-)
<b>経常利益</b>	1,009	1,050
<b>5 特別利益</b>	43	418
(1)固定資産処分益	6	11
(2)一般補助金	37	407
<b>6 特別損失</b>	178	752
(1)固定資産処分損	70	20
(2)固定資産圧縮損	37	407
(3)減損損失	70	324
<b>税引前当期利益</b>	874	717
法人税、住民税及び事業税	144	209
法人税等調整額	44	△ 21
<b>法人税等合計</b>	188	187
<b>当期剰余金</b>	685	529
<b>当期首繰越剰余金</b>	306	306
<b>施設更新積立金取崩</b>	720	271
<b>税効果調整積立金取崩</b>	44	-
<b>農業振興開発積立金取崩</b>	138	58
<b>当期末処分剰余金</b>	1,894	1,165



# 注記表（令和5年度）

## I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式 移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券 ①時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法  
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
②市場価格のない株式：移動平均法による原価法

### 2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 購買品（生産資材・燃料） 総平均法による原価法  
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・ その他の棚卸資産 主として総平均法または個別法による原価法  
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 3 固定資産の減価償却の方法

#### (1)有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。

#### (2)無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

### 4 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した審査担当部署が査定結果を監査しております。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

### 5 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

### 6 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び特定退職共済制度の見込額に基づき計上しています。

#### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理することとしています。

### 7 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金積立規程に基づく期末要支給額を計上しています。

### 8 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

#### ①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ③保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗に応じて収益を認識しております。

#### ④加工事業

組合員等が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ⑤利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷冷蔵庫の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## ⑥指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## 9 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## 10 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の勘定科目については「0」で表示しています。

## 11 その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項

## (1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

## (2)当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

## II 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

## III 貸借対照表に関する注記

## 1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の適用を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,337百万円であり、その内訳は次のとおりです。

種 類	圧縮記帳額
建物	1,441 百万円
機械装置	1,373 百万円
土地	276 百万円
その他の有形固定資産	246 百万円
合 計	3,337 百万円

## 2 担保に供している資産

定期預金5,500百万円を為替決済の担保に、定期預金50百万円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

## 3 子会社に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額 2,307百万円  
子会社に対する金銭債務の総額 1,285百万円

## 4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

該当ありません。

## 5 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は493百万円、危険債権額は409百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額は90百万円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に対する有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は993百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## IV 損益計算書に関する注記

## 1 子会社との事業取引による取引高の総額

(1)子会社との取引による収益総額 2,121百万円  
うち事業取引高 1,766百万円  
うち事業取引以外の取引高 355百万円  
(2)子会社との取引による費用総額 190百万円  
うち事業取引高 170百万円  
うち事業取引以外の取引高 20百万円

## 2 減損損失に関する注記

### (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位として、場所別の管理会計上の区分を基本に、信用・共済・経済事業（生産資材）は8広域単位（さく北部、さく南部、みなみ北部、みなみ南部、あさま西部、あさま東部、しらかば東部、しらかば西部）に、野菜加工事業は基本的に事業所単位でグループピングしております。また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については各固定資産をグループピングの最小単位としています。

本所および農業関連施設等については、全体のキャッシュ・フローの生成に寄与しているため、当組合全体の共用資産として認識しております。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
綿谷製作所駐車場	遊休固定資産	土地	業務外固定資産
旧平根給油所	遊休固定資産	建物	業務外固定資産
旧東店	遊休固定資産	建物	業務外固定資産
東店旧生活店舗	遊休固定資産	建物	業務外固定資産
旧高瀬店	遊休固定資産	建物等	業務外固定資産
旧内山店	遊休固定資産	建物	業務外固定資産
旧八千穂店	遊休固定資産	土地	業務外固定資産
旧布施店	遊休固定資産	建物	業務外固定資産
信州人参センター	賃貸固定資産	土地・建物等	業務外固定資産

### (2) 減損損失の認識に至った経緯

綿谷製作所駐車場、旧平根給油所、東店旧生活店舗、旧高瀬店、旧八千穂店の固定資産は遊休固定資産となり早期処分対象であることから処分可能価額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

信州人参センターの固定資産は賃貸固定資産として使用されていますが、使用価値または正味売却価額が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧東店、旧内山店、旧布施店の遊休固定資産は、処分費用見込後の正味売却価額が帳簿価額まで達しないため備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

### (3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

場 所	金 額	内 訳
綿谷製作所駐車場	34百万円	土地34百万円
旧平根給油所	1百万円	建物1百万円
旧東店	4百万円	建物4百万円
東店旧生活店舗	1百万円	建物1百万円
旧高瀬店	17百万円	建物17百万円、その他の有形固定資産0百万円
旧内山店	3百万円	建物3百万円
旧八千穂店	1百万円	土地1百万円
旧布施店	2百万円	建物2百万円
信州人参センター	4百万円	土地1百万円、建物1百万円、その他の有形固定資産0百万円、無形固定資産0百万円

### (4) 回収可能価額の算定方法

各固定資産の回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づく公示価格により算定しております。

## V 金融商品に関する注記

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債等の有価証券による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員・利用者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査担当部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

## ②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.34%上昇したものと想定した場合には、経済価値が444百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

## ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

## (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

## (1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	275,568	275,460	△ 108
有価証券	2,616	2,616	—
その他有価証券	2,616	2,616	—
貸出金	89,398		
貸倒引当金	△ 452		
貸倒引当金控除後	88,946	88,737	△ 209
資産計	367,131	366,814	△ 317
貯金	366,845	366,516	△ 328
負債計	366,845	366,516	△ 328

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

## (2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

## 【資産】

## ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付預金（固定利率）は期間に基づく区分ごとにリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しています。

## ②有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額によっています。

## ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価格と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

## 【負債】

## ①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## (3)市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資	18,950



## (4)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	275,568	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	100	649	2,010
貸出金	9,965	6,955	6,577	5,889	5,273	54,217
合 計	285,533	6,955	6,577	5,989	5,922	56,227

(注) 1 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越740百万円については「1年以内」に含めています。

2 貸出金のうち、三年以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等519百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

## (5)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	320,607	22,298	18,413	2,494	2,630	400

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

## VI 有価証券に関する注記

## 1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	208	199	8
	地 方 債	402	400	2
	社 債	407	400	7
	小 計	1,018	999	18
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	1,040	1,185	△144
	地 方 債	9	10	△0
	社 債	198	200	△1
	受益証券	349	400	△50
	小 計	1,598	1,795	△197
合 計		2,616	2,795	△178

## VII 退職給付に関する注記

## 1 退職給付に関する事項

## (1)採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給付と規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

## (2)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	4,938百万円
勤務費用	203百万円
利息費用	25百万円
数理計算上の差異の発生額	△59百万円
退職給付の支払額	△394百万円
期末における退職給付債務	4,714百万円

## (3)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	2,691百万円
期待運用収益	19百万円
数理計算上の差異の発生額	△1百万円
特定退職金共済制度への拠出金	136百万円
退職給付の支払額	△266百万円
期末における年金資産	2,580百万円

## (4)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	4,714百万円
特定退職金共済制度	△2,580百万円
未積立退職給付債務	2,134百万円
未認識数理計算上の差異	519百万円
貸借対照表計上額純額	2,654百万円
退職給付引当金	2,654百万円

## (5)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	203百万円
利息費用	25百万円
期待運用収益	△19百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△41百万円
小計	168百万円
合計	168百万円



(6)年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。	
現金及び預金	44.3%
共済預け金	55.7%
合計	100%
(7)長期期待運用収益率の設定方法に関する記載	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。	
(8)割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項	
割引率	0.638%
長期期待運用収益率	0.726%
数理計算上の差異の処理年数	10年

## 2 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金44百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、355百万円となっています。

## Ⅷ 税効果会計に関する注記

### 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	113百万円
貸倒損失損金否認	3百万円
賞与引当金	112百万円
退職給付引当金	728百万円
役員退職慰労引当金	15百万円
減損損失	462百万円
その他有価証券評価差額金	48百万円
事業税	10百万円
その他	86百万円
繰延税金資産小計	1,582百万円
評価性引当額	△633百万円
繰延税金資産合計(A)	949百万円
繰延税金負債	
資産除去費用	4百万円
未取預金利息	33百万円
繰延税金負債合計(B)	37百万円
繰延税金資産の純額(A)－(B)	911百万円

### 2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.45%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.74%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.03%
住民税均等割等	1.02%
法人税額の特別控除	△1.47%
評価性引当額の増減	△2.87%
その他	△0.23%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.61%

## Ⅸ 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記8収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## X 資産除去債務に関する注記

### 1 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

#### (1)当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。また、施設等の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸契約を締結しており、賃貸期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

#### (2)当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は7年～30年、割引率は1.1%～2.7%を採用しています。

#### (3)当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	47百万円
見積りの変更による増加額	9百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△0百万円
期末残高	57百万円

### 2 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、不動産賃貸契約等に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、使用期間が明確ではなく、かつ、移転の予定がない施設等については、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

# 注記表（令和4年度）

## I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式 移動平均法による原価法
- ・その他有価証券 ①時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法  
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
②市場価格のない株式：移動平均法による原価法

### 2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・購買品（生産資材・燃料） 総平均法による原価法  
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・その他の棚卸資産 主として総平均法または個別法による原価法  
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 3 固定資産の減価償却の方法

#### (1)有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。

#### (2)無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

### 4 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した審査担当部署が査定結果を監査しております。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

### 5 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

### 6 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び特定退職共済制度の見込額に基づき計上しています。

#### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理することとしています。

### 7 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金積立規程に基づく期末要支給額を計上しています。

### 8 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

#### ①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ③保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗に応じて収益を認識しております。

#### ④加工事業

組合員等が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

- ⑤利用事業  
ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷冷蔵庫の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑥指導事業  
組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- 9 消費税及び地方消費税の会計処理の方法  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 10 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法  
記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の勘定科目については「0」で表示しております。
- 11 その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項
- (1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法  
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。  
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
- (2)預託家畜  
当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への（金銭）債権を、貸借対照表の経済事業資産その他経済事業資産に計上しております。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保しております。  
当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益その他の収益に計上しております。  
なお、素牛の受入高については、損益計算書の購買品受入高に、素牛の供給高については、購買品供給高に計上しております。
- (3)当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について  
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

## II 会計方針の変更に関する注記

### 1 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

#### (1)代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

#### (2)購買事業における支払奨励金の会計処理

購買事業において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、購買事業費用として計上しておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の事業収益及び事業費用がそれぞれ533百万円減少しております。

### 2 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

## III 貸借対照表に関する注記

### 1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の適用を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,306百万円であり、その内訳は次のとおりです。

種 類	圧縮記帳額
建物	1,434 百万円
機械装置	1,342 百万円
土地	276 百万円
その他の有形固定資産	252 百万円
合 計	3,306 百万円

### 2 担保に供している資産

定期預金5,500百万円を為替決済の担保に、定期預金50百万円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しております。

- 3 子会社に対する金銭債権及び金銭債務  
子会社に対する金銭債権の総額 2,669百万円  
子会社に対する金銭債務の総額 1,582百万円
- 4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務  
該当ありません。
- 5 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額  
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は540百万円、危険債権額は494百万円です。  
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。  
債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額は71百万円です。  
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。  
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。  
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,106百万円です。  
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

#### IV 損益計算書に関する注記

##### 1 子会社との事業取引による取引高の総額

(1)子会社との取引による収益総額	998百万円
うち事業取引高	759百万円
うち事業取引以外の取引高	239百万円
(2)子会社との取引による費用総額	198百万円
うち事業取引高	185百万円
うち事業取引以外の取引高	12百万円

##### 2 減損会計に関する注記

###### (1)資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位として、場所別の管理会計上の区分を基本に、信用・共済・経済事業（生産資材）は8広域単位（さく北部、さく南部、みなみ北部、みなみ南部、あさま西部、あさま東部、しらかば東部、しらかば西部）に、野菜加工事業は基本的に事業所単位でグルーピングしております。また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所および農業関連施設等については、全体のキャッシュ・フローの生成に寄与しているため、当組合全体の共用資産として認識しております。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
旧中込店生産者直売所	遊休固定資産	建物	業務外固定資産
中津利用部跡地	遊休固定資産	土地	業務外固定資産
旧内山店	遊休固定資産	土地・建物等	業務外固定資産
旧平賀店	遊休固定資産	土地・建物等	業務外固定資産
旧大日向支所	遊休固定資産	土地・建物等	業務外固定資産
旧浅科店	遊休固定資産	土地・建物等	業務外固定資産
小規模多機能ホームあさしな	賃貸固定資産	土地・建物等	業務外固定資産
旧春日店	賃貸固定資産	建物等	業務外固定資産
スマイルポート駒場給油所	賃貸固定資産	土地・建物等	業務外固定資産
スマイルポート佐久インター給油所	賃貸固定資産	土地・建物等	業務外固定資産

###### (2)減損損失の認識に至った経緯

旧中込店生産者直売所、中津利用部跡地、旧内山店、旧平賀店、旧大日向支所、旧浅科店の固定資産は遊休固定資産となり早期処分対象であることから処分可能価額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

小規模多機能ホームあさしな、旧春日店、スマイルポート駒場給油所、スマイルポート佐久インター給油所の固定資産は賃貸固定資産として使用されていますが、使用価値または正味売却価額が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。



(3)減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

場 所	金 額	内 訳
旧中込店生産者直売所	2百万円	建物2百万円
中津利用部跡地	4百万円	土地4百万円
旧内山店	1百万円	土地0百万円、建物1百万円
旧平賀店	14百万円	土地0百万円、建物12百万円、その他の有形固定資産0百万円
旧大日向支所	0百万円	土地0百万円、建物0百万円
旧浅科店	18百万円	土地9百万円、建物9百万円、その他の有形固定資産0百万円
小規模多機能ホームあさしな	50百万円	土地12百万円、建物36百万円、その他の有形固定資産1百万円
旧春日店	3百万円	建物3百万円、その他の有形固定資産0百万円
スマイルポート駒場給油所	142百万円	土地123百万円、建物11百万円、その他の有形固定資産7百万円
スマイルポート佐久インター給油所	86百万円	土地64百万円、建物21百万円、その他の有形固定資産0百万円

(4)回収可能価額の算定方法

各固定資産の回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づく公示価格により算定しております。

## V 金融商品に関する注記

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債等の有価証券による運用を行っています。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員・利用者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

#### (3)金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査担当部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が285百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

##### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。



## 2 金融商品の時価等に関する事項

## (1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	283,689	283,648	△ 41
有価証券	1,917	1,917	—
その他有価証券	1,917	1,917	—
貸出金	85,095		
貸倒引当金	△ 496		
貸倒引当金控除後	84,599	84,943	344
資産計	370,205	370,508	303
貯金	370,616	370,414	△ 202
負債計	370,616	370,414	△ 202

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

## (2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

## 【資産】

## ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## ②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

## ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価格と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

## 【負債】

## ①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## (3)市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資	18,950

## (4)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	283,689	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	1,946
貸出金	9,293	6,753	6,368	5,677	5,032	51,421
合 計	292,982	6,753	6,368	5,677	5,032	53,368

(注) 1 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越725百万円については「1年以内」に含めています。

2 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等547百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

## (5)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	323,346	22,262	17,756	3,957	2,600	692

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

## Ⅵ 有価証券に関する注記

### 1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	210	199	10
	社 債	100	100	0
	小 計	311	299	11
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	1,059	1,184	△125
	地 方 債	9	10	△0
	受益証券	536	600	△63
	小 計	1,605	1,794	△188
合 計		1,917	2,094	△177

### 2 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

## Ⅶ 退職給付に関する注記

### 1 退職給付に関する事項

#### (1)採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

#### (2)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	5,280百万円
勤務費用	224百万円
利息費用	8百万円
数理計算上の差異の発生額	△209百万円
退職給付の支払額	△365百万円
期末における退職給付債務	4,938百万円

#### (3)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	2,755百万円
期待運用収益	18百万円
数理計算上の差異の発生額	0百万円
特定退職金共済制度への拠出金	143百万円
退職給付の支払額	△225百万円
期末における年金資産	2,691百万円

#### (4)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	4,938百万円
特定退職金共済制度	△2,691百万円
未積立退職給付債務	2,247百万円
未認識数理計算上の差異	503百万円
貸借対照表計上額純額	2,750百万円
退職給付引当金	2,750百万円

#### (5)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	224百万円
利息費用	8百万円
期待運用収益	△18百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△13百万円
小計	200百万円
臨時に支払った割増退職金	45百万円
出向者にかかる出向先負担額	△0百万円
合計	246百万円

#### (6)年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

現金及び預金	43.4%
共済預け金	56.6%
合計	100%

#### (7)長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

#### (8)割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.526%
長期期待運用収益率	0.677%
数理計算上の差異の処理年数	10年

## 2 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金46百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、421百万円となっています。

## VIII 税効果会計に関する注記

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	121百万円
貸倒損失損金否認	4百万円
賞与引当金	114百万円
退職給付引当金	755百万円
役員退職慰労引当金	12百万円
減損損失	465百万円
事業税	14百万円
その他	114百万円
繰延税金資産小計	1,602百万円
評価性引当額	△609百万円
繰延税金資産合計(A)	992百万円
繰延税金負債	
資産除去費用	4百万円
未取預金利息	32百万円
繰延税金負債合計(B)	37百万円
繰延税金資産の純額(A)－(B)	955百万円

## 2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.45%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.93%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.63%
住民税均等割等	1.32%
法人税額の特別控除	△3.37%
評価性引当額の増減	5.17%
その他	△0.72%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.15%

## IX 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記8収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## X 資産除去債務に関する注記

## 1 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## (1)当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。また、施設等の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸契約を締結しており、賃貸期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

## (2)当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は7～30年、割引率は1.1%～2.7%を採用しています。

## (3)当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	46百万円
時の経過による調整額	0百万円
期末残高	47百万円

## 2 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、不動産賃貸契約等に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、使用期間が明確ではなく、かつ、移転の予定がない施設等については、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

# 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和4年度
1 当期末処分剰余金	1,894,057	1,165,404
2 任意積立金取崩額	1,213,059	481,000
野菜加工事業積立金	1,037,000	481,000
肉牛肥育実験事業積立金	176,059	—
3 剰余金処分額	2,801,410	1,339,861
(1) 利益準備金	138,000	106,000
(2) 任意積立金	2,560,000	1,141,728
うち野菜加工事業積立金	1,110,000	678,000
うち畜産事業振興積立金	230,000	—
うち施設更新積立金	720,000	271,000
うち税効果調整積立金	—	21,728
うち経営基盤強化積立金	300,000	113,000
うち農業振興開発積立金	200,000	58,000
(3) 出資配当金	103,410	92,133
4 次期繰越剰余金	305,706	306,542

- (注) 1 出資配当金は1.4%の割合(令和4年度：1.3%)です。ただし、年度内の増資および加入については日割計算です。  
 2 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額 35,000千円(令和4年度：27,000千円)が含まれています。  
 3 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準等は次のとおりです。

種 類	積立目的	目標額	積立基準	取崩基準
事業基盤強化	資金運用のリスク負担、金利等のコストアップ、または新規事業開発に対する費用負担等JA事業基盤の強化に資するため	期末総資産額の2%	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積立てる	目的に対する支出に対して理事会の決議を経て取崩す
JA健康・福祉	JAが進める健康・福祉活動と長期的かつ体系的な関連施設整備に資するため	組合員1人当たり5万円	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積立てる	目的を達するための支出に対して理事会の決議を経て取崩す
JA教育	JAの組合員及び役員職員の教育と農業後継者の育成に資するため	組合員1人当たり5万円	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積立てる	目的を達するための支出に対して理事会の決議を経て取崩す
JA情報施設	組合員に対する新しいサービス提供並びに事業の継続性と信頼性を確保するための新たな情報投資及び平成17年度の信用事業システム移行に係わる基盤の整備並びに整備後の信用事業システムとこれに係わるシステム基盤の再構築に関連する諸経費に資するため	5億円	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積立てる	目的を達するための支出に対して理事会の決議を経て取崩す
野菜加工事業	野菜加工事業における収支均衡並びに新規開発・研究に対する支出または施設更新、大規模修繕、固定資産の減損損失及び固定資産の解体・撤去に伴い発生する損失にかかる支出に充てるため	15億円	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積立てる	目的の範囲内において、必要に応じ、理事会の決議を経て取崩す
立科有線放送施設更新準備	立科有線放送施設の更新の準備に資するため	62,924,145円	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積立てる	有線放送施設の更新に必要な額を理事会の決議を経て取崩す
畜産事業振興	畜産事業の振興・開発に関する研究及び普及、並びに畜産事業の基盤強化、畜産事業を行うために必要な支出及び損失に充てるため	3億円	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積立てる	目的に処する事由が発生したとき、その額に相当する額を理事会の決議を経て取崩す
施設更新	事務所等施設更新及び新設時の準備に資するため	10億円	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積立てる	事務所等施設更新及び新設、大規模修繕、撤去取り壊し(整地当を含む)に資金を要する場合、必要により理事会の決議を経て取崩す
税効果調整	税効果会計による繰延税金資産の変動に対処するため	期末の繰延税金資産の額	繰越税金資産が増加した場合、その相当額を新たに積立てる	回収可能性の見直し及び税率の引下げによって繰延税金資産が減少した場合、理事会の決議を経て取崩す
経営基盤強化	定款第67条第2項に定める組合の事業の改善発達のための支出に充てるため	50億円	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積立てる	目的に処する事由が発生したとき、理事会の決議を経て取崩す
農業振興開発	資材の高騰や農畜産物価格の低迷、大規模自然災害等による農業経営の危機に対処するため、力強い農業づくりを目的として行う事業施策及び管内の農業振興を目的として行う事業の支出に備えるため	5億円	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積立てる	目的を達するための支出に対して理事会の決議を経て取崩す

## 経費の内訳

(単位：百万円)

損益計算書科目	内訳科目	令和5年度	令和4年度	増減
人件費	役員報酬	74	74	0
	給料手当	2,908	3,060	△152
	うち賞与引当金繰入額	408	415	△6
	福利厚生費	625	640	△15
	退職給付費用	168	246	△77
	役員退職慰労金	11	11	0
	うち役員退職慰労引当金繰入額	11	11	0
	計	3,788	4,033	△245
業務費	会議費	7	7	0
	接待交際費	0	0	△0
	宣伝広告費	10	5	5
	通信費	20	21	△0
	印刷・消耗品費	22	23	△0
	図書・研修費	9	10	△1
	業務委託費	97	105	△8
	旅費	5	4	1
	計	173	177	△3
諸税負担金	租税公課	135	112	23
	支払賦課金	32	32	△0
	分担金	3	6	△3
	計	170	150	19
施設費	減価償却費	462	408	53
	保守修繕費	18	17	0
	保険料	31	29	1
	水道光熱費	47	50	△3
	賃借料	53	53	△0
	消耗備品費	9	4	4
	車両費	1	1	△0
	施設管理費	30	29	1
	その他施設費	0	0	△0
	計	656	597	58
その他事業管理費		21	17	3
合 計		4,810	4,977	△166

### 会計監査人の監査

令和5年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。



# 部門別損益計算書

令和5年度（令和5年3月1日から令和6年2月29日まで）

（単位：百万円）

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	14,491	2,987	1,250	9,988	186	78	
事業費用 ②	8,963	653	86	7,965	134	124	
事業総利益 (①-②) ③	5,527	2,334	1,163	2,023	52	△46	
事業管理費 ④	4,810	1,524	850	2,048	103	283	
（うち減価償却費 ⑤）	(462)	(86)	(32)	(335)	(3)	(4)	
（うち人件費 ⑤'）	(3,788)	(1,248)	(724)	(1,454)	(93)	(266)	
※うち共通管理費 ⑥		311	154	459	16	23	△965
（うち減価償却費 ⑦）		(12)	(6)	(18)	(0)	(0)	(△38)
（うち人件費 ⑦'）		(165)	(82)	(243)	(8)	(12)	(△512)
事業利益 (③-④) ⑧	716	810	312	△25	△51	△329	
事業外収益 ⑨	494	163	77	233	8	11	
※うち共通分 ⑩		154	77	228	8	11	△480
事業外費用 ⑪	201	64	31	97	3	4	
※うち共通分 ⑫		64	31	94	3	4	△199
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	1,009	909	358	110	△46	△322	
特別利益 ⑭	43	1	0	40	0	0	
※うち共通分 ⑮		1	0	2	0	0	△6
特別損失 ⑯	178	45	22	104	2	3	
※うち共通分 ⑰		45	22	67	2	3	△141
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑰) ⑱	874	866	336	46	△48	△326	
営農指導事業分配額 ⑲		68	33	222	1	△326	
営農指導事業分配後 税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	874	797	302	△176	△50		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分  
（注）

- 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
  - 共通管理費等  
(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割) ÷ 3
  - 営農指導事業  
(農業関連事業割+事業総利益割) ÷ 2
- 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

（単位：％）

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	32.21	16.04	47.58	1.75	2.42	100.00
営農指導事業	20.90	10.33	68.20	0.57		100.00

令和4年度（令和4年3月1日から令和5年2月28日まで）

（単位：百万円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他 事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	14,465	2,976	1,330	9,929	153	75	
事業費用 ②	8,771	585	85	7,870	118	111	
事業総利益 (①-②) ③	5,694	2,391	1,244	2,059	34	△36	
事業管理費 ④	4,977	1,583	919	2,059	108	306	
（うち減価償却費 ⑤）	(408)	(67)	(20)	(312)	(3)	(4)	
（うち人件費 ⑤'）	(4,033)	(1,336)	(808)	(1,500)	(98)	(290)	
※うち共通管理費 ⑥		302	153	459	15	23	△954
（うち減価償却費 ⑦）		(13)	(6)	(19)	(0)	(0)	(△40)
（うち人件費 ⑦'）		(164)	(83)	(250)	(8)	(12)	(△520)
事業利益 (③-④) ⑧	716	808	325	△0	△73	△342	
事業外収益 ⑨	517	164	81	249	8	12	
※うち共通分 ⑩		162	81	246	8	12	△511
事業外費用 ⑪	182	56	28	89	3	4	
※うち共通分 ⑫		56	28	86	3	4	△179
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	1,050	916	378	159	△68	△334	
特別利益 ⑭	418	1	0	416	0	0	
※うち共通分 ⑮		1	0	1	0	0	△3
特別損失 ⑯	752	109	55	573	5	8	
※うち共通分 ⑰		109	55	165	5	8	△344
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	717	807	323	2	△73	△342	
営農指導事業分配額 ⑲		71	37	232	1	△342	
営農指導事業分配後 税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	717	736	286	△230	△75		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

（注）

1 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1)共通管理費等

（人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割）÷3

(2)営農指導事業

（農業関連事業割+事業総利益割）÷2

2 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

（単位：％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	31.71	16.04	48.13	1.67	2.45	100.00
営農指導事業	20.92	10.80	67.84	0.44		100.00

## 自己資本の充実の状況

### 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財政基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和6年2月末における自己資本比率は、18.80%となりました

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	佐久浅間農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	7,643 百万円（前年度 7,254 百万円）

当JAは、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

## 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和4年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	27,278	26,328
うち、出資金及び資本準備金の額	7,643	7,254
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	19,809	19,215
うち、外部流出予定額 (△)	103	92
うち、上記以外に該当するものの額	△70	△49
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	37	31
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	37	31
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	27,316	26,360
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	30	33
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	30	33
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	30	33
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	27,285	26,326
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	133,906	134,876
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	11,167	11,346
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	145,073	146,223
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	18.80%	18.00%

(注)1 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度			令和4年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,692	-	-	1,558	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,387	-	-	1,386	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	23,133	-	-	21,446	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	284,203	56,840	2,273	292,317	58,463	2,338
法人等向け	5,110	4,802	192	4,331	4,195	167
中小企業等向け及び個人向け	8,969	5,392	215	7,863	4,702	188
抵当権付住宅ローン	5,565	1,883	75	5,786	1,954	78
不動産取得等事業向け	3,303	3,274	130	3,128	3,098	123
三月以上延滞等	822	210	8	889	277	11
取立未済手形	30	6	0	34	6	0
信用保証協会等保証付	34,131	3,375	135	32,240	3,184	127
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	4,194	4,194	167	4,194	4,194	167
（うち出資等のエクスポージャー）	4,194	4,194	167	4,194	4,194	167
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	30,449	53,925	2,157	31,276	54,797	2,191
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	14,756	36,891	1,475	14,756	36,891	1,475
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	923	2,307	92	970	2,426	97
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	14,769	14,725	589	15,549	15,480	619
証券化	-	-	-	-	-	-
（うちS T C要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非S T C適用分）	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-



リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	400	-	-	600	-	-
（うちルックスルー方式）	400	-	-	600	-	-
（うちマナド方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	403,394	133,906	5,356	407,056	134,876	5,395
CVAリスク相当額 ÷ 8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	403,394	133,906	5,356	407,056	134,876	5,395
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	所要自己資本額	所要自己資本額
	a	b=a×4%	a	b=a×4%	b=a×4%	
	11,167	446	11,346	453		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	所要自己資本額	所要自己資本額
	a	b=a×4%	a	b=a×4%	b=a×4%	
	145,073	5,802	146,223	5,848		

- (注) 1 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。  
2 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。  
3 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
4 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。  
5 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。  
6 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。  
7 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。  
8 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。  
（オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法））  

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%}{\text{直近3年間の合計額}} \div 8\%$$
  
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

### 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位: 百万円)

	令和5年度					令和4年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	402,994	89,475	2,399	-	822	406,456	85,170	1,497	-	889
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	402,994	89,475	2,399	-	822	406,456	85,170	1,497	-	889
法人	農業	1,654	1,589	-	-	22	787	744	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	24	24	-	-	-	30	30	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	857	757	-	-	4	1,048	947	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	601	-	601	-	-	100	-	100	-
	運輸・通信業	104	104	-	-	-	128	128	-	-
	金融・保険業	298,990	8,507	-	-	-	307,109	8,507	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,437	2,326	-	-	8	2,604	2,493	-	-
	日本国政府・地方公共団体	24,848	23,050	1,797	-	-	23,226	21,829	1,396	-
	上記以外	3,944	3	-	-	-	3,953	4	-	-
個人	53,407	53,111	-	-	786	50,820	50,484	-	-	866
その他	16,122	-	-	-	-	16,648	-	-	-	-
業種別残高計	402,994	89,475	2,399	-	822	406,456	85,170	1,497	-	889
1年以下	278,765	3,069	-	-	-	286,448	2,638	-	-	-
1年超3年以下	3,052	3,052	-	-	-	2,793	2,793	-	-	-
3年超5年以下	5,227	4,826	400	-	-	5,699	5,599	100	-	-
5年超7年以下	6,435	6,435	-	-	-	5,333	5,333	-	-	-
7年超10年以下	16,209	15,598	611	-	-	14,404	14,394	10	-	-
10年超	56,668	55,280	1,387	-	-	54,521	53,134	1,386	-	-
期限の定めのないもの	36,636	1,212	-	-	-	37,255	1,276	-	-	-
残存期間別残高計	402,994	89,475	2,399	-	-	406,456	85,170	1,497	-	-

- (注)1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。  
 2 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。  
 3 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。  
 4 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位: 百万円)

区分	令和5年度					令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	31	37	-	31	37	73	31	-	73	31
個別貸倒引当金	698	643	7	691	643	749	698	0	749	698

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度						令和4年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	
			目的 使用	その他					目的 使用	その他			
国 内	698	643	7	691	643		749	698	0	749	698		
国 外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		
地域別計	698	643	7	691	643		749	698	0	749	698		
法 人	農業	-	21	-	-	21	-	3	-	-	3	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	電気・ガス・熱 供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	10	6	-	10	6	-	13	10	-	13	10	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲 食・サービス業	6	6	-	6	6	-	7	6	-	7	6	-
	上記以外	7	5	-	7	5	-	5	7	-	5	7	-
	個 人	673	602	7	666	602	-	718	673	0	718	673	-
業種別計	698	643	7	691	643	-	749	698	0	749	698	-	

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	令和5年度			令和4年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高						
リスク・ウエイト0%	-	27,158	27,158	-	25,386	25,386
リスク・ウエイト2%	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイト4%	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイト10%	-	33,981	33,981	-	32,097	32,097
リスク・ウエイト20%	-	284,756	284,756	-	292,850	292,850
リスク・ウエイト35%	-	5,321	5,321	-	5,520	5,520
リスク・ウエイト50%	601	3,248	3,850	100	2,911	3,011
リスク・ウエイト75%	-	5,387	5,387	-	4,723	4,723
リスク・ウエイト100%	-	26,796	26,796	-	27,008	27,008
リスク・ウエイト150%	-	62	62	-	130	130
リスク・ウエイト250%	-	15,679	15,679	-	15,727	15,727
その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイト1250%	-	-	-	-	-	-
合 計	601	402,392	402,994	100	406,356	406,456

- (注)1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 3 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 4 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA - またはA 3以上で、算定基準日に長期格付がB B B - またはB a a 3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

## 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度			令和4年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-	70	-
中小企業等向け及び個人向け	16	3,138	-	23	2,703	-
抵当権付住宅ローン	-	206	-	0	228	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	4	-	-	7	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	62	-	-	64	-
合 計	16	3,412	-	24	3,074	-

- (注)1 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。  
 2 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 3 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。  
 4 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。  
 5 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当J Aにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するA L M委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びA L M委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

## 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	18,950	18,950	18,950	18,950
合計	18,950	18,950	18,950	18,950

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

## 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

## 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

## 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

## リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	400	600
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	-	-

## 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当J Aでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。



## ◆リスク管理の方針および手続の概要

## ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

## ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、総合リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

## ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

## ◆金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

## ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.2年です。

## ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

## ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

## ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

## ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

## ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

## ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

## ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◆ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

## ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点）

特段ありません。

## 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,369	1,230	36	113
2	下方パラレルシフト	0	0	70	46
3	スティープ化	1,985	1,789		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	532	453		
7	最大値	1,985	1,789	70	113
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	27,285		26,326	

# 信用事業取扱実績

## ◆貯金

### 科目別貯金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和4年度		増 減
流動性貯金	176,042	[48.0]	171,820	[46.4]	4,221
当座貯金	29	(0.0)	28	(0.0)	0
普通貯金	175,182	(99.5)	170,968	(99.5)	4,214
貯蓄貯金	830	(0.5)	824	(0.5)	6
通知貯金	-	-	-	(0.0)	-
定期性貯金	190,787	[52.0]	198,748	[53.6]	△7,961
定期貯金	186,818	(97.9)	194,553	(97.9)	△7,735
うち固定金利定期	186,789	(97.9)	194,524	(97.9)	△7,735
うち変動金利定期	29	(0.0)	29	(0.0)	0
定期積金	3,968	(2.1)	4,195	(2.1)	△226
その他の貯金	15	[0.0]	46	[0.0]	△30
合 計	366,845	[100.0]	370,616	[100.0]	△3,770

- (注) 1 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金  
 2 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金  
 3 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金  
 4 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変動に応じて金利が変動する定期貯金  
 5 ( )内は構成比です。

### 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和4年度		増 減
流動性貯金	174,088	(46.9)	168,310	(45.5)	5,778
定期性貯金	197,440	(53.1)	201,687	(54.5)	△4,246
その他の貯金	54	(0.0)	38	(0.0)	16
計	371,583	[100.0]	370,035	[100.0]	1,548
譲渡性貯金	-	-	-	-	-
合 計	371,583	[100.0]	370,035	[100.0]	1,548

- (注) 1 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金  
 2 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金  
 3 ( )内は構成比です。

## ◆貸出金

### 科目別貸出金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和4年度		増 減
手形貸付金	1,999	(2.24)	1,598	(1.9)	400
証書貸付金	78,159	(87.43)	74,270	(87.3)	3,888
当座貸越	740	(0.83)	725	(0.8)	14
割引手形	0	(0.0)	0	(0.0)	△0
金融機関貸付	8,500	(9.51)	8,500	(10.0)	0
合 計	89,398	[100.0]	85,095	[100.0]	4,303

- (注) ( )内は構成比です。

### 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和4年度		増 減
手形貸付金	2,138	(2.4)	1,065	(1.3)	1,073
証書貸付金	77,290	(87.2)	72,996	(88.4)	4,294
当座貸越	736	(0.8)	749	(0.9)	△12
割引手形	0	(0.0)	2	(0.0)	△2
金融機関貸付	8,500	(9.6)	7,716	(9.3)	783
合 計	88,666	[100.0]	82,530	[100.0]	6,133

- (注) ( )内は構成比です。

## 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和4年度		増 減
固定金利貸出	62,779	(70.2)	62,458	(73.4)	321
変動金利貸出	26,618	(29.8)	22,636	(26.6)	3,982
合 計	89,398	【100.0】	85,095	【100.0】	4,303

(注) ( )内は構成比です。

## 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和4年度		増 減
農業	6,043	(6.8)	5,009	(5.9)	1,034
林業	67	(0.1)	72	(0.1)	△5
水産業	17	(0.0)	19	(0.0)	△2
製造業	7,643	(8.5)	7,259	(8.5)	384
鉱業	134	(0.1)	71	(0.1)	63
建設業	4,166	(4.7)	3,970	(4.7)	196
不動産業	2,975	(3.3)	3,394	(4.0)	△419
電気・ガス・熱供給・水道業	632	(0.7)	646	(0.8)	△14
運輸・通信業	1,866	(2.1)	1,880	(2.2)	△14
卸売・小売業・飲食店	2,809	(3.1)	2,734	(3.2)	75
サービス業	22,340	(25.0)	20,884	(24.5)	1,456
金融・保険業	9,310	(10.4)	9,221	(10.8)	89
地方公共団体	23,032	(25.8)	21,812	(25.6)	1,220
その他	8,358	(9.3)	8,117	(9.5)	241
合 計	89,398	【100.0】	85,095	【100.0】	4,303

(注) ( )内は構成比です。

## 主要な農業関係の貸出金残高

## 1 営農類型別

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和4年度	増 減
農業	3,098	2,308	790
穀作	419	408	10
野菜・園芸	2,161	1,403	757
果樹・樹園農業	85	89	△4
工芸作物	-	0	△0
養豚・肉牛・酪農	111	98	13
養鶏・養卵	-	-	-
養蚕	-	-	-
その他農業	321	307	13
農業関連団体等	3,074	2,801	272
合 計	6,173	5,110	1,063

(注) 1 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、前記「貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

## 2 資金種類別

(貸出金)

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和4年度	増 減
プロパー資金	5,914	4,833	1,081
農業制度資金	258	276	△18
農業近代化資金	244	256	△11
その他制度資金	14	20	△6
合 計	6,173	5,110	1,063

(注) 1 プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3 その他の制度資金には、農業経営改善促進資金や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

## 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分	令和5年度	令和4年度	増 減
貯貸率			
期末	24.37	22.96	1.41
期中平均	23.86	22.30	1.56
貯証率			
期末	0.71	0.52	0.19
期中平均	0.68	0.56	0.12

- (注)1 貯貸率(期 末) = 貸出金残高/貯金残高×100  
 2 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高/貯金平均残高×100  
 3 貯証率(期 末) = 有価証券残高/貯金残高×100  
 4 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高/貯金平均残高×100

## 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和4年度		増 減
設備資金	55,295	(61.9)	52,813	(62.1)	2,482
運転資金	34,100	(38.1)	32,277	(37.9)	1,823
合 計	89,398	【100.0】	85,095	【100.0】	4,303

(注) ( ) 内は構成比です。

## 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和4年度	増 減
貯金等	382	393	△11
有価証券	—	—	—
動産	0	10	△10
不動産	4,742	4,668	74
その他担保	298	384	△86
計	5,423	5,456	△33
農業信用基金協会保証	34,090	32,197	1,892
その他保証	13,232	12,356	876
計	47,323	44,553	2,769
信用	36,652	35,084	1,567
合 計	89,398	85,095	4,303

## 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和4年度	増 減
貯金等	4	4	△0
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保	—	—	—
計	4	4	△0
信用	—	—	—
合 計	4	4	△0

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	493	93	53	346	493
	令和4年度	540	111	39	382	533
危険債権	令和5年度	409	183	137	75	396
	令和4年度	494	206	185	87	479
要管理債権	令和5年度	90	42	4	0	47
	令和4年度	71	36	6	1	44
三月以上延滞債権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和5年度	90	42	4	0	47
	令和4年度	71	36	6	1	44
小 計	令和5年度	993	319	195	421	937
	令和4年度	1,106	354	231	471	1,056
正常債権	令和5年度	88,476				
	令和4年度	84,058				
合 計	令和5年度	89,469				
	令和4年度	85,164				

- (注) 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- 2 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。
- 3 要管理債権  
4「三月以上延滞債権」と5「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
- 4 三月以上延滞債権  
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
- 5 貸出条件緩和債権  
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
- 6 正常債権  
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

P61 をご参照ください。

貸出金償却の額

該当する取引はありません。



## ◆有価証券等

### 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和4年度	増 減
国債	1,384	1,362	21
地方債	206	3	202
政府保証債	-	-	-
金融債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	398	12	385
株式	-	-	-
その他の証券	547	699	△152
合 計	2,536	2,078	457

### 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

### 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度							合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	
国債	-	-	-	-	-	1,249	-	1,249
地方債	-	-	-	-	412	-	-	412
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	400	-	205	-	-	606
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	349	-	-	-	-	349

(単位：百万円)

区 分	令和4年度							合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	
国債	-	-	-	-	-	1,269	-	1,269
地方債	-	-	-	-	9	-	-	9
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	100	-	-	-	-	100
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	536	-	536

### 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

#### 1 有価証券

##### (1) 有価証券の時価情報

- ・ 売買目的有価証券……………該当ありません。
- ・ 満期保有目的の債券で時価のあるもの……………該当ありません。

・ その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和4年度		
		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却額を超えるもの	国 債	199	208	8	199	210	10
	地方債	400	402	2	—	—	—
	社 債	400	407	7	100	100	0
	小 計	999	1,018	18	299	311	11
貸借対照表計上額が取得原価又は償却額を超えないもの	国 債	1,185	1,040	△144	1,184	1,059	△125
	地方債	10	9	△0	10	9	△0
	社 債	200	198	△1	—	—	—
	その他の証券	400	349	△50	600	536	△63
小 計	1,795	1,598	△197	1,794	1,605	△188	
合 計		2,795	2,616	△178	2,094	1,917	△177

(注) その他有価証券のうち時価のあるものについては時価評価を行っております。

## (2) 当期中に売却したその他有価証券

該当する取引はありません。

## 2 金銭の信託

該当する取引はありません。

## 3 デリバティブ取引

該当する取引はありません。

## 4 金融等デリバティブ取引

該当する取引はありません。

## 5 有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

## 金融派生商品および先物外国為替取引の契約金額・想定元本額

該当する取引はありません。

## 上場先物取引所に係る未決済の先物取引契約の約定金額およびその時価

該当する取引はありません。

## ❖ 為替業務等

## 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

区 分		令和5年度		令和4年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	95	496	94	498
	金 額	100,204	134,122	87,225	132,379
代金取立為替	件 数	0	0	0	0
	金 額	13	0	22	56
雑為替	件 数	5	3	5	3
	金 額	559	385	1,122	499
合計	件 数	100	499	100	501
	金 額	100,777	134,508	88,370	132,936

## 外国為替取扱実績

該当する取引はありません。

## 外貨建資産残高

当JAには外貨建資産はありません。

## ◆平均残高・利回り等

### 利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	令和5年度	令和4年度	増減
資金運用収支	2,635	2,660	△24
役員取引等収支	84	80	3
その他信用事業収支	△385	△349	△36
信用事業粗利益	2,711	2,740	△29
(信用事業粗利益率)	(0.73)	(0.74)	(△0.01)
事業粗利益	6,033	6,200	△166
(事業粗利益率)	(1.49)	(1.54)	(0.04)
事業純益	1,222	1,222	0
実質事業純益	1,222	1,222	0
コア事業純益	1,222	1,222	0
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	1,250	1,235	14

### 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	令和5年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	371,107	2,321	0.63	368,532	2,295	0.62
うち預金	279,905	1,543	0.55	283,923	1,552	0.55
うち有価証券	2,536	—	0.00	2,078	0	0.03
うち貸出金	88,666	777	0.88	82,530	742	0.90
資金調達勘定	371,680	78	0.02	370,047	87	0.02
うち貯金・定積	371,583	78	0.02	370,035	87	0.02
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	96	0	0.00	11	0	0.06
総資金利ざや		0.28			0.25	

- (注) 1 総資金利ざや＝運用資金利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）  
2 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業分量配当金、奨励金が含まれています。

### 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	令和5年度増減額	令和4年度増減額
受取利息	25	△71
うち預金	△9	△68
うち有価証券	△0	△9
うち貸出金	35	7
支払利息	△10	△30
うち貯金・定期積金	△10	△30
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	△0	0
差引	36	△40

- (注) 1 増減額は前年度対比です。  
2 受取利息の預金には、信連からの事業分量配当金、奨励金が含まれています。

## 利益率

(単位：%)

項目	令和5年度	令和4年度	増減
総資産経常利益率	0.25	0.26	△0.01
資本経常利益率	3.78	4.04	△0.27
総資産当期純利益率	0.17	0.13	0.04
資本当期純利益率	2.56	2.04	0.53

(注) 算出方法は以下のとおり

- 1 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) / 平均残高 × 100
- 2 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
- 3 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) / 平均残高 × 100
- 4 資本当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

## 預かり資産の状況

## ①投資信託残高

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和4年度
投資信託残高	287	193

(注) 投資信託残高は「約定日基準」に基づく算出です。

## ②残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

項目	令和5年度	令和4年度
残高有り投資信託口座数	412	331

## 最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
経常収益	14,491	14,465	14,750	15,367	18,483
信用事業収益	2,987	2,976	3,018	3,140	3,180
共済事業収益	1,250	1,330	1,427	1,474	1,590
農業関連事業収益	9,988	9,929	10,056	10,466	11,149
生活その他事業収益	186	153	180	216	2,496
営農指導事業収益	78	75	68	69	65
経常利益	1,009	1,050	980	742	657
当期剰余金	685	529	533	552	483
出資金 (出資口数)	7,643 (7,643,242口)	7,254 (7,254,265口)	7,041 (7,041,758口)	6,907 (6,907,032口)	6,852 (6,852,638口)
純資産額	27,203	26,243	25,737	25,176	24,710
総資産額	402,564	406,180	400,997	394,645	380,270
貯金等残高	366,845	370,616	365,871	360,754	346,951
貸出金残高	89,398	85,095	79,015	75,023	75,666
有価証券残高	2,616	1,917	1,868	1,111	1,504
剰余金配当金額	103	92	82	68	67
出資配当の額	103	92	82	68	67
事業利用分量配当の額	-	-	-	-	-
職員数	635人	682人	720人	793人	904人
単体自己資本比率	18.80%	18.00%	17.74%	17.40%	18.08%

- (注) 1 経常利益は各事業収益の合計額を表しています。  
 2 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。  
 3 信託業務の取り扱いはありません。  
 4 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

# 共済事業取扱実績

## 長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和4年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
終身共済	3,254	279,576	4,603	299,286
定期生命共済	3,608	11,656	4,695	9,675
養老生命共済	946	74,029	1,603	84,386
うちこども共済	488	37,146	781	40,361
医療共済	28	4,219	101	4,814
がん共済	-	1,102	-	1,137
定期医療共済	-	1,271	-	1,356
介護共済	412	2,711	396	2,323
年金共済	-	360	-	373
建物更生共済	22,762	327,128	23,505	337,972
合 計	31,012	702,054	34,906	741,325

(注) 1 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む。））を記載しています。

2 こども共済は、養老生命共済の内書として表示しています。

## 医療系共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	0	97	0	104
がん共済	0	23	0	23
定期医療共済	-	5	-	6
合 計	0	126	0	134

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

## 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	561	3,865	522	3,429
認知症共済	160	441	315	309
生活障害共済（一時金型）	995	384	1,351	3,503
生活障害共済（定期年金型）	37	223	54	259
特定重度疾病共済	360	1,848	689	2,187

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

## 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	184	6,200	258	6,435
年金開始後	-	2,665	-	2,680
合 計	184	8,866	258	9,115

(注) 「金額」欄は、年金年額について記載しています。

## 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和4年度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火 災	93,857	79	92,343	81
自 動 車		1,011		1,009
傷 害	89,555	60	67,950	63
団体定期生命	33	0	42	0
定額定期生命	8	0	8	0
賠償責任		1		1
自 賠 責		154		171
合 計		1,308		1,329

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。



# 農業・経済その他事業取扱実績等

## 販売事業取扱実績

### ① 受託販売品

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和4年度
	取扱高	取扱高
米	1,995	1,860
麦	1	11
豆・雑穀	106	108
野菜	10,149	9,427
きのこ	197	185
果樹	684	933
花卉	494	496
畜産	2,938	3,103
特産ほか	18	63
直売所	1,133	1,006
合 計	17,719	17,196

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

### ② 買取販売品

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和4年度
	取扱高	取扱高
米	121	91
合 計	121	91

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

## 購買事業取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和4年度	
	供給高	供給高	
生産資材	肥料	939	1,038
	農薬	795	776
	飼料	1,254	1,322
	その他生産資材	2,475	2,528
	合 計	5,465	5,665

(注) 当期供給高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で購買手数料として表示しています。

## 保管事業取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和4年度
収 益	45	44
費 用	26	25
差 引	18	18

## 利用事業取扱実績

(単位：百万円)

種 類		金 額	
		令和5年度	令和4年度
水稻育苗	収 益	115	109
	費 用	73	78
	差 引	42	30
野菜育苗	収 益	127	120
	費 用	89	91
	差 引	37	29

## 指導事業収支の状況

(単位：百万円)

支 出			収 入		
科 目	令和5年度	令和4年度	科 目	令和5年度	令和4年度
営農指導支出	124	111	営農指導収入	78	75
営農改善費	97	85	賦課金	47	48
農政活動費	4	4	指導補助金	0	0
組織活動費	22	21	実費収入	30	27
教育情報費	0	0	その他指導収入	4	5
その他指導支出	16	15	実費収入	4	5
生活改善費	5	5	指導収入計	82	81
教育情報費	10	10			
指導支出計	140	127	繰入金	341	352
事業管理費	283	306	合計	424	434
合計	424	434			

## その他の事業

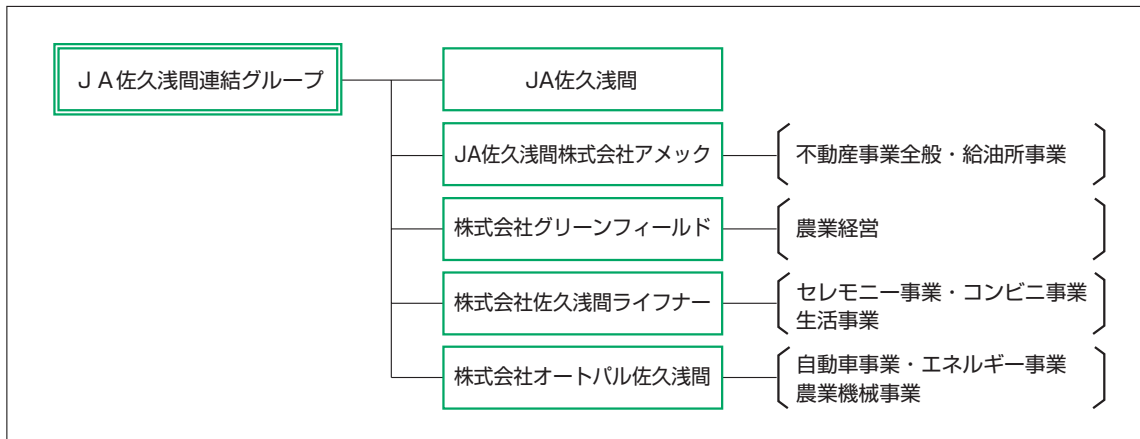
(単位：百万円)

事業名	令和5年度			令和4年度		
	収益	費用	事業総利益	収益	費用	事業総利益
加工事業	2,177	1,520	657	2,158	1,480	678
野菜加工	2,043	1,414	629	2,019	1,375	644
みそ加工	9	8	0	10	8	2
土作りセンター	30	29	1	22	27	△5
信州人参センター	7	15	△7	15	14	1
アイス・ヨーグルト	86	52	33	89	53	36
牛肉まん・フリーズドライ	-	-	-	0	0	△0
利用事業(農業関連施設)	2,063	1,708	355	2,102	1,740	362
ライスセンター	334	198	136	318	177	141
種子センター	6	8	△1	7	6	0
予冷・冷蔵	397	328	68	369	305	64
育成牧場	1	0	0	2	1	0
哺育センター	214	220	△5	180	179	1
機械利用	19	20	△1	24	23	1
農作業受託	149	146	2	151	148	3
直売所	87	84	3	91	88	2
ジュース施設	2	1	0	3	3	0
共選所	68	59	8	85	72	12
ヘルシーテラス	734	604	130	779	659	120
その他農業施設利用	46	35	11	87	74	13
利用事業(生活関連施設)	174	123	50	157	121	35
ベルウィンこもろ会館	20	12	8	4	2	2
保養所	153	111	41	152	119	33
有線放送	21	8	13	24	9	15
簡易郵便局	0	-	0	0	-	0

# 連結情報

## 組合及び子会社等の概要

J A 佐久浅間のグループは、当 J A および子会社 4 社で構成されています。



## 組合の子会社等の概況

会社名	J A 佐久浅間株式会社アメック	株式会社グリーンフィールド
事務所の所在地	佐久市猿久保882	佐久市岩村田北1丁目27-2
設立年月日	平成4年6月1日	平成11年7月1日
資本金又は出資金	100百万円	40百万円
事業の内容	○不動産事業全般 ○給油所事業	○農業経営
当組合の議決権比率	99.950%	99.875%
当組合および他の子会社等の議決権比率	99.950%	99.875%

会社名	株式会社佐久浅間ライフナー	株式会社オートバル佐久浅間
事務所の所在地	佐久市新子田1387-4	佐久市中込2-26-4
設立年月日	令和元年5月13日	令和元年7月3日
資本金又は出資金	30百万円	80百万円
事業の内容	○セレモニー事業 ○コンビニ事業 ○生活事業	○自動車事業 ○エネルギー事業 ○農業機械事業
当組合の議決権比率	99.833%	99.937%
当組合および他の子会社等の議決権比率	99.833%	99.937%

## 子会社の事業概況

### 【J A 佐久浅間株式会社アメック】

- 住宅分譲地は、佐久市長土呂（若宮）等の販売に努め合計 15 区画が売上となりました。新規事業は、佐久市長土呂（十二）において 5 区画を計画し、令和 6 年 2 月末に工事完了となり早期の売買契約締結に努めております。また、計画中の佐久市長土呂（新小北Ⅲ）12 区画は、令和 5 年 12 月に関係許認可を受理し令和 6 年 3 月より埋蔵文化財の調査と並行して進めていく予定です。佐久平駅南 8 区画については、区画整理事業の換地も完了し令和 6 年 3 月より売買契約に努めてまいります。また、新たに佐久市長土呂（周防畑）において 11 区画を計画し、令和 7 年度の販売を目指しております。
- 各種仲介業務は、取扱件数が 293 件、宅建受取手数料等は 114 百万円、計画対比では 120.50% の実績となりました。
- 駐車場事業は、コロナ禍の影響もようやく終息となり、利用台数は 63,364 台（計画対比 118.99%）、売上高 78 百万円（計画対比 118.73%）の実績となりました。
- 燃料事業は、現在 13 カ所のガソリンスタンド、2 カ所の灯油配送センターにより組合員、地域住民への生活インフラとして重要な位置付けである燃料を供給する使命のもと営業を行っておりますが、昨今の人手不足の影響から各事業所は少人数体制での営業を強いられており、政府による「働き方改革」を遵守した雇用環境の維持が大変困難な状況となっています。これらを受け、令和 4 年 3 月より給油所の定休日追加及び作業内容の変更に着手し、令和 5 年度は 2 給油所において「冬期営業による定休日の追加」を実施することにより、休暇取得に係るローテーションを維持しました。

灯油配送は、記録的な暖冬や灯油配達に特化した新規業者の進出による影響が大きく利幅、販売数量とも減少となり、軽油については台風 19 号の災害復旧が一段落したことと近隣他店との競合による店頭価格の

見直しなどが影響しました。前年対比実績は、粗利益ベースでガソリン 93%、灯油 84%、軽油 85%、供給量ではガソリン 91%、灯油 88%、軽油 95%となりました。

#### 【株式会社グリーンフィールド】

##### 1 農場事業

軽井沢・佐久市を中心に農地利活用面積は全体で延べ 20ha になり、主品目であるキャベツの鉄コンテナを中心に出荷し、他の事業についてはリングフェザー苗の出荷、学校給食用米・酒米の出荷等を行いました。本年は 4 月の低温と鳥獣被害等に悩まされ、販売額は 27 百万円（前年比 86%）となりました。

##### 2 畜産事業

消費税インボイス制度の開始に伴い、預託牛から導入牛となったことによる費用の増加に加え、飼料の高止まりと円安等により費用が増加しました。また、仔牛の価格が下がったことにより棚卸差額等にも大きく影響し、厳しい 1 年となりました。

販売面では、諸物価が上がる中で外食等が伸び悩み、価格等にも影響を及ぼす中、肉牛については出荷月齢の短縮等によりトータルコストの低減に努めました。

出荷実績は、肉牛 1,159 頭（前年比 102%）、肉豚 6,207 頭（前年比 95%）となり、販売額は 1,502 百万円（前年比 97%）となりました。

##### 3 利用事業

野菜残留農薬簡易検査と農援隊による農作業支援に取り組みました。農援隊は、委託された遊休農地及び耕作放棄地等の改良に取り組みとともに、昨年から開始した子実トウモロコシの生産を行い、19 t の実績を上げることができました。

#### 【株式会社佐久浅間ライフナー】

##### 1 セレモニー事業

令和 5 年 5 月、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症となり、家族葬であっても新聞へ事前掲載し、一般焼香を受ける葬儀が定着してきました。葬儀後の灰寄等も会食のほか、献杯のみ、料理持ち帰り等、多様な形態が行われ、喪主様の意向に沿ったオーダーメイドの葬儀施行を徹底しました。葬儀取扱件数は、一般葬（会葬の実施）691 件（前年比プラス 20）、家族葬 232 件（前年比マイナス 92）、その他 48 件（前年比マイナス 25）、計 971 件（前年比マイナス 97）でした。

また、葬儀後のサポート活動専門部署として新たにグリーン（悲嘆）サポート係を設置。法事案内専用パンフレット等を整備し、セレモニーセンターでの法事を中心に利用促進を図りました。法事取扱件数は、498 件（前年比プラス 110）でした。

##### 2 コンビニ事業

新型コロナウイルス感染症の 5 類移行により面会禁止が緩和され、外来患者、面会者等の利用が回復して来ました。医療センターからの依頼による医療関係商材の取り扱いも増えるとともに、バザーや病院祭等のイベント開催に協力して連携を深めました。

##### 3 生活事業

まごころ宅配事業を令和 5 年 3 月末にて廃止し、生活宅配センターを「くらしのセンター」に名称変更するとともに、新たに「くらしのセンター友の会」を発足させ、生活基礎商材の利用継続をすすめました。重点品目の取り扱い目標を設定し、生活事業の利用拡大を図りました。

#### 【株式会社オートパル佐久浅間】

ウクライナ情勢やコロナ禍からの経済回復、円安、地球温暖化による自然災害の頻発など、前年度に続き厳しい経営環境の中、各事業部が事業改善に向け自動車リース事業や J A でんき・クミアイプロパンとのセット料金の設定などの新規事業に着手したほか、コイン事業の検討を行いました。

##### 1 自動車事業

新たな顧客獲得及び整備収益確保に向けた取り組みとして、個人向けマイカーリースやカーコーティング事業を導入し拡大を図りました。

車検台数は、高齢化の進展による免許証返納や自動車保有台数の低下等もあり、前年比 99.6% の 3,128 台となりました。車両販売は、コロナ禍や半導体不足による新車生産遅れ、また展示会の縮小及び中古車価格の高騰の影響を受けつつも、「ネットオークション」や「goo ネット」等により、販売台数は 512 台（前年比 114.8%）となりました。

##### 2 エネルギー事業

後継者不在による自然減少や電気（I H）への熱源転換、他業者への供給切り替えなどにより、L P ガス供給戸数は 8,357 戸（簡易ガス数 614 戸含む）、前年対比 219 戸の減少となりました。新たな取り組みとして、「J A でんき」の取り扱いを開始し、クミアイプロパンとのセット加入による料金割引商品開発により新規契約獲得に取り組み、47 件の契約を獲得しました。

また、業務資格者育成については、合格率 17% の難関試験である丙種ガス主任技術者に 1 名が合格しました。

##### 3 農業機械事業

コロナ感染症の 5 類移行後も経済情勢悪化の影響から、前年に引き続き製品及び部品の値上基調など製品供給が伸び悩む環境の中、4 年ぶりの開催となる「J A 農機&資材フェスタ」を中心に、展示会の開催に

よる機器推進に加え弊社オリジナルのぼり旗で農作業の安全PRに努めたほか、点検パックの利用拡大に向け、事前整備・格納整備を連動させる効率的な運用を進めました。

また、事業拠点集約については、あさま地区の北大井地区利用者への説明会を経て、オートパルあさま（馬瀬口）への移転スケジュールに沿った敷地整備を進めるとともに、利便性の確保と出向く整備体制の強化に向け、出張サービスカー「AP農機レスキュー」を本格稼働しました。

### 最近5年間の連結事業年度の主要な連結経営指標

(単位：百万円)

	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
連結経常収益	21,957	22,426	22,690	22,139	23,773
（うち信用事業）	2,959	2,956	3,006	3,125	3,167
（うち共済事業）	1,249	1,329	1,427	1,474	1,590
（うち農業関連事業）	11,329	11,698	11,993	11,781	11,766
（うち生活その他事業）	6,340	6,367	6,194	5,688	7,182
（うち営農指導事業）	78	75	68	69	65
連結経常利益	1,092	1,241	1,165	944	836
連結当期利益	681	687	660	699	667
連結総資産額	402,970	406,345	400,946	394,683	380,239
連結純資産額	28,928	27,959	27,142	26,428	25,606
連結自己資本比率	19.18%	18.42%	18.14%	17.84%	18.43%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

### 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和4年度	科 目	令和5年度	令和4年度
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
1 信用事業資産	367,750	371,070	1 信用事業負債	366,979	371,046
(1)現金及び預金	277,266	285,254	(1)貯金	366,065	369,537
(2)有価証券	2,616	1,917	(2)借入金	3	6
(3)貸出金	87,474	83,680	(3)その他の信用事業負債	906	1,498
(4)その他の信用事業資産	834	712	(4)債務保証	4	4
(5)債務保証見返	4	4	2 共済事業負債	1,036	997
(6)貸倒引当金	△ 445	△ 499	(1)共済資金	498	472
2 共済事業資産	60	62	(2)その他の共済事業負債	537	525
(1)その他の共済事業資産	60	62	3 経済事業負債	1,373	1,589
3 経済事業資産	4,528	4,805	(1)支払手形及び経済事業未払金	1,228	1,443
(1)受取手形及び経済事業未収金	1,603	1,726	(2)その他の経済事業負債	145	145
(2)棚卸資産	2,968	3,127	4 設備借入金	528	537
(3)その他の経済事業資産	178	181	5 雑負債	1,236	1,231
(4)貸倒引当金	△ 222	△ 229	6 諸引当金	2,887	2,982
4 雑資産	2,061	2,154	(1)賞与引当金	512	521
5 固定資産	9,044	8,676	(2)退職給付に係る負債	2,302	2,404
(1)固定資産	9,002	8,628	(3)役員退職慰労引当金	72	57
建物	16,479	16,123	負債の部合計	374,041	378,385
機械装置	7,381	7,205	<b>(純資産の部)</b>		
土地	3,162	3,199	1 組合員資本	28,729	27,770
リース資産	53	56	(1)出資金	7,643	7,254
建設仮勘定	72	34	(2)利益剰余金	21,156	20,566
その他有形固定資産	4,245	4,226	(3)処分未済持分	△ 70	△ 49
減価償却累計額	△ 22,392	△ 22,216	(4)子会社の所有する親組合出資金	△ 0	△ 0
(2)無形固定資産	42	47	2 評価・換算差額等	198	187
6 外部出資	18,701	18,701	(1)その他有価証券評価差額金	△ 178	△ 177
(1)外部出資	18,701	18,701	(2)退職給付にかかる調整累計額	377	365
7 繰延税金資産	823	874	3 非支配株主持分	1	1
資産の部合計	402,970	406,345	純資産の部合計	28,928	27,959
			負債及び純資産の部合計	402,970	406,345



## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和4年度
<b>1 事業総利益</b>	7,453	7,713
(1)信用事業収益	2,959	2,956
資金運用収益	2,697	2,740
(うち預金利息)	(1,543)	(1,552)
(うち有価証券利息)	(-)	(0)
(うち貸出金利息)	(761)	(733)
(うちその他受入利息)	(393)	(453)
役務取引等収益	113	111
その他経常収益	148	103
(2)信用事業費用	639	583
資金調達費用	78	89
(うち貯金利息)	(77)	(87)
(うち給付補填備金繰入)	(1)	(1)
(うち借入金利息)	(0)	(0)
(うちその他支払利息)	(0)	(0)
役務取引等費用	29	31
その他事業直接費用	8	-
その他経常費用	522	463
(うち貸倒引当金戻入益)	(△47)	(△64)
<b>信用事業総利益</b>	2,320	2,372
(3)共済事業収益	1,249	1,329
共済付加収入	1,180	1,242
その他の収益	69	87
(4)共済事業費用	78	75
共済推進費及び共済保全費	57	54
その他の費用	20	20
<b>共済事業総利益</b>	1,171	1,254
(5)購買事業収益	9,461	10,001
購買品供給高	9,320	9,891
購買手数料	43	22
その他の収益	97	87
(6)購買事業費用	8,818	9,060
購買品供給原価	8,627	8,877
購買品供給費	42	60
その他の費用	148	122
<b>購買事業総利益</b>	642	941
(7)販売事業収益	743	684
販売品販売高	148	123
販売手数料	468	445
その他の収益	127	115
(8)販売事業費用	175	144
販売品販売原価	142	125
販売費	26	11
その他の費用	6	7
<b>販売事業総利益</b>	568	540
(9)その他事業収益	7,543	7,454
(10)その他事業費用	4,792	4,850
<b>その他事業総利益</b>	2,750	2,604
<b>2 事業管理費</b>	6,511	6,638
(1)人件費	5,061	5,276
(2)その他事業管理費	1,450	1,362
<b>事業利益</b>	941	1,075
<b>3 事業外収益</b>	360	371
(1)受取雑利息	8	9
(2)受取出資配当金	192	231
(3)その他の事業外収益	159	131
<b>4 事業外費用</b>	209	206
(1)支払雑利息	2	4
(2)その他の事業外費用	207	201
<b>経常利益</b>	1,092	1,241
<b>5 特別利益</b>	43	466
(1)固定資産処分益	6	10
(2)一般補助金	37	407
(3)その他の特別利益	-	48
<b>6 特別損失</b>	180	754
(1)固定資産処分損	70	20
(2)減損損失	70	324
(3)その他の特別損失	38	410
<b>税金等調整前当期利益</b>	955	952
法人税、住民税及び事業税	227	279
法人税等調整額	46	△14
<b>法人税等合計</b>	273	265
<b>当期利益</b>	681	687
非支配株主に帰属する当期損失	△0	0
<b>当期剰余金</b>	682	687

## 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和4年度
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	20,566	19,962
2 利益剰余金増加高	682	687
当期剰余金	682	687
3 連結剰余金減少高	92	82
配当金	92	82
4 利益剰余金期末残高	21,156	20,566

# 連結注記表 (令和5年度)

## I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1 連結の範囲に関する事項

連結される子会社	4社
JA佐久浅間株式会社アメック	
株式会社グリーンフィールド	
株式会社佐久浅間ライフナー	
株式会社オートパル佐久浅間	
非連結の子会社	0社

### 2 持分法の適用に関する事項

該当する事項なし

### 3 連結される子会社の事業年度に関する事項

連結されるすべての子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しております。

### 4 のれんの償却方法及び償却期間

該当する事項なし

### 5 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

### 6 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

#### (1) 現金及び現金同等物の内容

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金、及び通知預金となっています。

#### (2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	277,266百万円
定期性預金及び譲渡性預金	△273,200百万円
現金及び現金同等物	4,066百万円

## II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式 移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券
  - ① 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
  - ② 市場価格のない株式：移動平均法による原価法

### 2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 購買品（生産資材・燃料等） 総平均法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・ 購買品（農機・自動車） 個別法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・ 購買品（小売店舗品・部品等） 売価還元法による低価法
- ・ その他の棚卸資産 主として総平均法または個別法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

### 3 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

### 4 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した審査担当部署が査定結果を監査しております。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

### 5 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

## 6 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び特定退職共済制度の見込額に基づき計上しています。

### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

### ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理することとしています。

## 7 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金積立規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## 8 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

### ①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

### ②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

### ③保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗に応じた収益を認識しております。

### ④加工事業

組合員等が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

### ⑤利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷冷蔵庫の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

### ⑥指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## 9 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## 10 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の勘定科目については「0」で表示しています。

## 11 その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

### (2)当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

## Ⅲ 会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

#### IV 連結貸借対照表に関する注記

##### 1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の適用を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,349百万円であり、その内訳は次のとおりです。

種 類	圧縮記帳額
建物	1,441 百万円
機械装置	1,385 百万円
土地	276 百万円
その他の有形固定資産	246 百万円
合 計	3,349 百万円

##### 2 担保に供している資産

定期預金5,500百万円を為替決済の担保に、定期預金50百万円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

##### 3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

該当ありません。

##### 4 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は493百万円、危険債権額は409百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額は90百万円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は993百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

#### V 連結損益計算書に関する注記

##### 1 減損損失に関する注記

(1)資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位として、場所別の管理会計上の区分を基本に、信用・共済・経済事業（生産資材）は8広域単位（さく北部、さく南部、みなみ北部、みなみ南部、あさま西部、あさま東部、しらかば東部、しらかば西部）に、野菜加工事業は基本的に事業所単位でグルーピングしております。また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所および農業関連施設等については、全体のキャッシュ・フローの生成に寄与しているため、当組合全体の共用資産として認識しております。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
綿谷製作所駐車場	遊休固定資産	土地	業務外固定資産
旧平根給油所	遊休固定資産	建物	業務外固定資産
旧東店	遊休固定資産	建物	業務外固定資産
東店旧生活店舗	遊休固定資産	建物	業務外固定資産
旧高瀬店	遊休固定資産	建物等	業務外固定資産
旧内山店	遊休固定資産	建物	業務外固定資産
旧八千穂店	遊休固定資産	土地	業務外固定資産
旧布施店	遊休固定資産	建物	業務外固定資産
信州人参センター	賃貸固定資産	土地・建物等	業務外固定資産

(2)減損損失の認識に至った経緯

綿谷製作所駐車場、旧平根給油所、東店旧生活店舗、旧高瀬店、旧八千穂店の固定資産は遊休固定資産となり早期処分対象であることから処分可能価額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

信州人参センターの固定資産は賃貸固定資産として使用されていますが、使用価値または正味売却価額が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧東店、旧内山店、旧布施店の遊休固定資産は、処分費用見込後の正味売却価額が帳簿価額まで達しないため備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。



(3)減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

場 所	金 額	内 訳
綿谷製作所駐車場	34 百万円	土地34百万円
旧平根給油所	1 百万円	建物1百万円
旧東店	4 百万円	建物4百万円
東店旧生活店舗	1 百万円	建物1百万円
旧高瀬店	17 百万円	建物17百万円、その他の有形固定資産0百万円
旧内山店	3 百万円	建物3百万円
旧八千穂店	1 百万円	土地1百万円
旧布施店	2 百万円	建物2百万円
信州人参センター	4 百万円	土地1百万円、建物1百万円、その他の有形固定資産0百万円、無形固定資産0百万円

(4)回収可能価額の算定方法

各固定資産の回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づく公示価格により算定しております。

## VI 金融商品に関する注記

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債等の有価証券による運用を行っています。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員・利用者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

#### (3)金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査担当部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

##### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.34%上昇したものと想定した場合には、経済価値が444百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

##### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。



## 2 金融商品の時価等に関する事項

## (1)金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	275,568	275,460	△ 108
有価証券	2,616	2,616	—
その他有価証券	2,616	2,616	—
貸出金	87,474		
貸倒引当金	△ 439		
貸倒引当金控除後	87,034	86,829	△ 204
資産計	365,219	364,906	△ 313
貯金	366,065	365,737	△ 328
負債計	366,065	365,737	△ 328

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

## (2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

## 【資産】

## ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである01Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付預金（固定利率）は期間に基づく区分ごとにリスクフリーレートである01Sのレートで割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しています。

## ②有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額によっています。

## ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価格と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである01Sのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

## 【負債】

## ①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである01Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## (3)市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資	18,701

## (4)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	275,568	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	100	649	2,010
貸出金	8,168	6,955	6,577	5,889	5,273	54,090
合 計	283,736	6,955	6,577	5,989	5,922	56,100

(注) 1 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越740百万円については「1年以内」に含めています。

2 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等519百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

## (5)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	319,827	22,298	18,413	2,494	2,630	400

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

## Ⅶ 有価証券に関する注記

### 1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	208	199	8
	地 方 債	402	400	2
	社 債	407	400	7
	小 計	1,018	999	18
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	1,040	1,185	△144
	地 方 債	9	10	△0
	社 債	198	200	△1
	受益証券	349	400	△50
	小 計	1,598	1,795	△197
合 計		2,616	2,795	△178

### 2 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

## Ⅷ 退職給付に関する注記

### 1 退職給付に関する事項

#### (1)採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

#### (2)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	5,509百万円
勤務費用	252百万円
利息費用	25百万円
数理計算上の差異の発生額	△59百万円
退職給付の支払額	△414百万円
期末における退職給付債務	5,313百万円

#### (3)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	3,105百万円
期待運用収益	22百万円
数理計算上の差異の発生額	△1百万円
特定退職金共済制度への拠出金	163百万円
退職給付の支払額	△279百万円
期末における年金資産	3,010百万円

#### (4)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	5,313百万円
特定退職金共済制度	△3,010百万円
退職給付に係る負債	2,302百万円

#### (5)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	252百万円
利息費用	25百万円
期待運用収益	△22百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△41百万円
小計	213百万円
合計	213百万円

#### (6)年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。	
現金及び預金	44.3%
共済預け金	55.7%
合計	100%

#### (7)長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

#### (8)割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.638%
長期期待運用収益率	0.726%
数理計算上の差異の処理年数	10年

### 2 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金44百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、355百万円となっています。

## IX 税効果会計に関する注記

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	113百万円
貸倒損失損金否認	3百万円
貸出金未収利息不計上	1百万円
退職給付に係る負債	591百万円
役員退職慰労引当金	18百万円
賞与引当金	147百万円
その他	604百万円
事業税	12百万円
繰延税金資産小計	1,494百万円
評価性引当額	△633百万円
繰延税金資産合計(A)	860百万円
繰延税金負債	
資産除去費用	4百万円
未収預金利息	33百万円
繰延税金負債合計(B)	37百万円
繰延税金資産の純額(A)－(B)	823百万円

## 2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.45%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.67%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.77%
住民税均等割等	1.19%
法人税額の特別控除	△1.34%
評価性引当額の増減	△2.63%
その他	6.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.64%

## X 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記8収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## XI 資産除去債務に関する注記

## 1 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## (1)当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。また、施設等の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸契約を締結しており、賃貸期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

## (2)当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は7～30年、割引率は1.1%～2.7%を採用しています。

## (3)当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	47百万円
見積りの変更による増加額	9百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△0百万円
期末残高	57百万円

## 2 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、不動産賃貸契約等に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、使用期間が明確ではなく、かつ、移転の予定がない施設等については、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

## 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和4年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	493	540	△47
危険債権額	409	494	△85
要管理債権額	90	71	19
三月以上延滞債権額	－	－	－
貸出条件緩和債権額	90	71	19
小 計	993	1,106	△113
正常債権額	88,476	84,058	4,418
合 計	89,469	85,164	4,305

(注) 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3 要管理債権

4 「三月以上延滞債権」と5「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## 連結事業年度の事業別収益等

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和4年度
経常収益		
信用事業	2,959	2,956
共済事業	1,249	1,329
農業関連事業	11,329	11,698
生活その他事業	6,340	6,367
営農指導事業	78	75
合 計	21,957	22,426
経常利益		
信用事業	878	883
共済事業	357	381
農業関連事業	113	234
生活その他事業	58	68
営農指導事業	△315	△326
合 計	1,092	1,241
総資産		
信用事業	376,655	379,121
共済事業	3,524	3,549
農業関連事業	17,803	18,501
生活その他事業	4,405	4,580
営農指導事業	582	592
合 計	402,970	406,345

# 連結注記表 (令和4年度)

## I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1 連結の範囲に関する事項

連結される子会社	4社
J A 佐久浅間株式会社アメック	
株式会社グリーンフィールド	
株式会社佐久浅間ライフナー	
株式会社オートパル佐久浅間	
非連結の子会社	0社

### 2 持分法の適用に関する事項

該当する事項なし

### 3 連結される子会社の事業年度に関する事項

連結されるすべての子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しております。

### 4 のれんの償却方法及び償却期間

該当する事項なし

### 5 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

### 6 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

#### (1) 現金及び現金同等物の内容

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金、及び通知預金となっています。

#### (2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	285,254百万円
定期性預金及び譲渡性預金	△283,400百万円
現金及び現金同等物	1,854百万円

## II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式 移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券 ①時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
②市場価格のない株式：移動平均法による原価法

### 2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 購買品(生産資材・燃料等) 総平均法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・ 購買品(農機・自動車) 個別法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・ 購買品(小売店舗品・部品等) 売価還元法による低価法
- ・ その他の棚卸資産 主として総平均法または個別法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

### 3 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しています。

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

### 4 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した審査担当部署が査定結果を監査しております。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

### 5 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。



## 6 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び特定退職共済制度の見込額に基づき計上しています。

### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

### ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理することとしています。

## 7 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金積立規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## 8 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

### ①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

### ②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

### ③保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

### ④加工事業

組合員等が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

### ⑤利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷冷蔵庫の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

### ⑥指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## 9 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## 10 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の勘定科目については「0」で表示しています。

## 11 その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1)預託家畜

当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への（金銭）債権を、貸借対照表の経済事業資産その他経済事業資産に計上しております。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保しております。

当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益その他の収益に計上しております。

なお、素牛の受入高については、損益計算書の購買品受入高に、素牛の供給高については、購買品供給高に計上しております。

### (2)当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

## III 会計方針の変更に関する注記

### 1 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

#### (1)代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

## (2) 購買事業における支払奨励金の会計処理

購買事業において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、購買事業費用として計上していましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の事業収益及び事業費用がそれぞれ533百万円減少しております。

## 2 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

## IV 連結貸借対照表に関する注記

## 1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の適用を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,317百万円であり、その内訳は次のとおりです。

種 類	圧縮記帳額
建物	1,434 百万円
機械装置	1,354 百万円
土地	276 百万円
その他の有形固定資産	252 百万円
合 計	3,317 百万円

## 2 担保に供している資産

定期預金5,500百万円を為替決済の担保に、定期預金50百万円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

## 3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

該当ありません。

## 4 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は540百万円、危険債権額は494百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額は71百万円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,106百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## V 連結損益計算書に関する注記

## 1 減損会計に関する注記

## (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位として、場所別の管理会計上の区分を基本に、信用・共済・経済事業（生産資材）は8広域単位（さく北部、さく南部、みなみ北部、みなみ南部、あさま西部、あさま東部、しらかば東部、しらかば西部）に、野菜加工事業は基本的に事業所単位でグルーピングしております。また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所および農業関連施設等については、全体のキャッシュ・フローの生成に寄与しているため、当組合全体の共用資産として認識しております。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
旧中込店生産者直売所	遊休固定資産	建物	業務外固定資産
中津利用部跡地	遊休固定資産	土地	業務外固定資産
旧内山店	遊休固定資産	土地・建物等	業務外固定資産
旧平賀店	遊休固定資産	土地・建物等	業務外固定資産
旧大日向支所	遊休固定資産	土地・建物等	業務外固定資産
旧浅科店	遊休固定資産	土地・建物等	業務外固定資産
小規模多機能ホームあさしな	賃貸固定資産	土地・建物等	業務外固定資産
旧春日店	賃貸固定資産	建物等	業務外固定資産
スマイルポート駒場給油所	賃貸固定資産	土地・建物等	業務外固定資産
スマイルポート佐久インター給油所	賃貸固定資産	土地・建物等	業務外固定資産

## (2)減損損失の認識に至った経緯

旧中込店生産者直売所、中津利用部跡地、旧内山店、旧平賀店、旧大日向支所、旧浅科店の固定資産は遊休固定資産となり早期処分対象であることから処分可能価額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

小規模多機能ホームあさしな、旧春日店、スマイルポート駒場給油所、スマイルポート佐久インター給油所の固定資産は賃貸固定資産として使用されていますが、使用価値または正味売却価額が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

## (3)減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

場 所	金 額	内 訳
旧中込店生産者直売所	2 百万円	建物2百万円
中津利用部跡地	4 百万円	土地4百万円
旧内山店	1 百万円	土地0百万円、建物1百万円
旧平賀店	14 百万円	土地0百万円、建物12百万円、その他の有形固定資産0百万円
旧大日向支所	0 百万円	土地0百万円、建物0百万円
旧浅科店	18 百万円	土地9百万円、建物9百万円、その他の有形固定資産0百万円
小規模多機能ホームあさしな	50 百万円	土地12百万円、建物36百万円、その他の有形固定資産1百万円
旧春日店	3 百万円	建物3百万円、その他の有形固定資産0百万円
スマイルポート駒場給油所	142 百万円	土地123百万円、建物11百万円、その他の有形固定資産7百万円
スマイルポート佐久インター給油所	86 百万円	土地64百万円、建物21百万円、その他の有形固定資産0百万円

## (4)回収可能価額の算定方法

各固定資産の回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づく公示価格により算定しております。

## VI 金融商品に関する注記

## 1 金融商品の状況に関する事項

## (1)金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債等の有価証券による運用を行っています。

## (2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員・利用者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

## (3)金融商品に係るリスク管理体制

## ①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査担当部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

## ②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

## (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が285百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

## ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

## (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

## (1)金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	283,689	283,648	△ 41
有価証券	1,917	1,917	—
その他有価証券	1,917	1,917	—
貸出金	83,680		
貸倒引当金	△ 496		
貸倒引当金控除後	83,184	83,523	338
資産計	368,791	369,088	297
貯金	369,537	369,336	△ 201
負債計	369,537	369,336	△ 201

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

## (2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

## 【資産】

## ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## ②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

## ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価格と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

## 【負債】

## ①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## (3)市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資	18,701

## (4)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	283,689	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	1,946
貸出金	8,023	6,753	6,368	5,677	5,032	51,277
合 計	291,712	6,753	6,368	5,677	5,032	53,224

(注) 1 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越725百万円については「1年以内」に含めています。

2 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等547百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

## (5)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	322,267	22,262	17,756	3,957	2,600	692

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。



## Ⅶ 有価証券に関する注記

### 1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	210	199	10
	社 債	100	100	0
	小 計	311	299	11
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	1,059	1,184	△125
	地 方 債	9	10	△0
	受益証券	536	600	△63
	小 計	1,605	1,794	△188
合 計		1,917	2,094	△177

### 2 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

## Ⅷ 退職給付に関する注記

### 1 退職給付に係る注記

#### (1)採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

#### (2)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	5,828百万円
勤務費用	264百万円
利息費用	8百万円
数理計算上の差異の発生額	△209百万円
退職給付の支払額	△382百万円
期末における退職給付債務	5,509百万円

#### (3)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	3,153百万円
期待運用収益	21百万円
数理計算上の差異の発生額	0百万円
特定退職金共済制度への拠出金	167百万円
退職給付の支払額	△236百万円
期末における年金資産	3,105百万円

#### (4)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	5,509百万円
特定退職金共済制度	△3,105百万円
退職給付に係る負債	2,404百万円

#### (5)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	264百万円
利息費用	8百万円
期待運用収益	△21百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△13百万円
小計	237百万円
臨時に支払った割増退職金	45百万円
出向者にかかる出向先負担額	△0百万円
合計	283百万円

#### (6)年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

現金及び預金	43.4%
共済預け金	56.6%
合計	100%

#### (7)長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

#### (8)割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.526%
長期期待運用収益率	0.677%
数理計算上の差異の処理年数	10年

### 2 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金46百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、421百万円となっています。



## IX 税効果会計に関する注記

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	121百万円
貸倒損失損金否認	4百万円
貸出金未収利息不計上	1百万円
退職給付に係る負債	621百万円
役員退職慰労引当金	14百万円
賞与引当金	150百万円
その他	590百万円
事業税	17百万円
繰延税金資産小計	1,520百万円
評価性引当額	△609百万円
繰延税金資産合計(A)	911百万円
繰延税金負債	
資産除去費用	4百万円
未収預金利息	32百万円
繰延税金負債合計(B)	37百万円
繰延税金資産の純額(A)－(B)	874百万円

## 2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.45%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.69%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.48%
住民税均等割等	1.25%
法人税額の特別控除	△2.53%
評価性引当金の増減	3.89%
その他	0.55%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.83%

## X 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記8収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## XI 資産除去債務に関する注記

## 1 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## (1)当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。また、施設等の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸契約を締結しており、賃貸期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

## (2)当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は7～30年、割引率は1.1%～2.7%を採用しています。

## (3)当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	46百万円
時の経過による調整額	0百万円
期末残高	47百万円

## 2 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、不動産賃貸契約等に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、使用期間が明確ではなく、かつ、移転の予定がない施設等については、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

## 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和3年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	540	593	△53
危険債権額	494	517	△23
要管理債権額	71	90	△18
三月以上延滞債権額	－	－	－
貸出条件緩和債権額	71	90	△18
小 計	1,106	1,201	△95
正常債権額	84,058	77,884	6,174
合 計	85,164	79,086	6,078

- (注) 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- 2 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- 3 要管理債権  
4 「三月以上延滞債権」と5 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
- 4 三月以上延滞債権  
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
- 5 貸出条件緩和債権  
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
- 6 正常債権  
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## 連結事業年度の事業別収益等

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和3年度
経常収益		
信用事業	2,956	3,006
共済事業	1,329	1,427
農業関連事業	11,698	11,993
生活その他事業	6,367	6,194
営農指導事業	75	68
合 計	22,426	22,690
経常利益		
信用事業	883	760
共済事業	381	437
農業関連事業	234	129
生活その他事業	68	145
営農指導事業	△326	△307
合 計	1,241	1,165
総資産		
信用事業	379,121	374,600
共済事業	3,549	3,427
農業関連事業	18,501	17,418
生活その他事業	4,580	4,917
営農指導事業	592	582
合 計	406,345	400,946

## 連結自己資本の充実の状況

### 連結の範囲に関する事項

- ◇ 連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点  
相違点はありません。
- ◇ 連結子会社数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
  - ・ 連結子会社数 4社
  - ・ 主要な連結子会社

名称	主要な業務内容
J A 佐久浅間株式会社アメック	不動産事業全般、給油所事業
株式会社グリーンフィールド	農業経営
株式会社佐久浅間ライフナー	セレモニー事業、コンビニ事業、生活事業
株式会社オートパル佐久浅間	自動車事業、エネルギー事業、農業機械事業

- ◇ 比例連結が適用される関連法人  
該当ありません。
- ◇ 控除項目の対象となる会社  
該当ありません。
- ◇ 従属業務を営む会社であって、連結グループに属していない会社  
該当ありません。
- ◇ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等  
該当ありません。
- ◇ 規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額  
該当ありません。

### 連結自己資本比率の状況

令和6年2月末における連結自己資本比率は、19.18%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

#### ○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	佐久浅間農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	7,643 百万円（前年度 7,254 百万円）

当連結グループは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、J Aを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

連結自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和4年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	28,626	27,678
うち、出資金及び資本剰余金の額	7,643	7,254
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	21,156	20,566
うち、外部流出予定額 (△)	103	92
うち、上記以外に該当するものの額	△70	△49
コア資本に算入される評価・換算差額等	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	1	1
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	37	31
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	37	31
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	28,664	27,711
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	30	34
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	30	34
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	30	34
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	28,633	27,677
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	134,271	135,048
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	15,008	15,187
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	149,279	150,235
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 (ハ) / (ニ)	19.18%	18.42%

(注) 1 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度			令和4年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,692	-	-	1,558	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,387	-	-	1,386	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	23,133	-	-	21,446	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	284,203	56,840	2,273	292,317	58,463	2,338
法人等向け	3,186	2,878	115	2,917	2,781	111
中小企業等向け及び個人向け	8,969	5,392	215	7,863	4,702	188
抵当権付住宅ローン	5,565	1,883	75	5,786	1,954	78
不動産取得等事業向け	3,303	3,274	130	3,128	3,098	123
三月以上延滞等	822	210	8	889	277	11
取立未済手形	30	6	0	34	6	0
信用保証協会等保証付	34,131	3,375	135	32,240	3,184	127
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	3,944	3,944	157	3,944	3,944	157
（うち出資等のエクスポージャー）	3,944	3,944	157	3,944	3,944	157
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	32,989	56,465	2,258	33,112	56,634	2,265
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	14,756	36,891	1,475	14,756	36,891	1,475
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	923	2,307	92	970	2,426	97
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	17,309	17,265	690	17,385	17,316	692
証券化	-	-	-	-	-	-
（うちS T C 要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非S T C 適用分）	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	400	-	-	600	-	-
（うちルックスルー方式）	400	-	-	600	-	-
（うちマンドート方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-



他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	403,759	134,271	5,370	407,228	135,048	5,401
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	403,759	134,271	5,370	407,228	135,048	5,401
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	b=a×4%	a	b=a×4%		
	15,008	600	15,187	607		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		
	a	b=a×4%	a	b=a×4%		
	149,279	5,971	150,235	6,009		

- (注)1 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 2 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 3 「三月以上延滞等」とは、元又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことであり、
- 4 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 5 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことであり、
- 6 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 7 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- 8 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。  
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>  

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

## リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P15~16)をご参照ください。

## 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I) 株式会社日本格付研究所(JCR) ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's) S&Pグローバル・レーティング(S&P) フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

	令和5年度					令和4年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	403,359	87,550	2,399	-	822	406,628	83,756	1,497	-	889
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	403,359	87,550	2,399	-	822	406,628	83,756	1,497	-	889
法人	農業	1,654	1,589	-	-	22	787	744	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	24	24	-	-	-	30	30	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	857	757	-	-	4	1,048	947	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	601	-	601	-	-	100	-	100	-
	運輸・通信業	104	104	-	-	-	128	128	-	-
	金融・保険業	298,990	8,507	-	-	-	307,109	8,507	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,437	2,326	-	-	8	2,604	2,493	-	-
	日本国政府・地方公共団体	24,848	23,050	1,797	-	-	23,226	21,829	1,396	-
上記以外	4,310	3	-	-	-	4,125	4	-	-	
個人	53,407	51,186	-	-	786	50,820	49,070	-	-	
その他	16,122	-	-	-	-	16,648	-	-	-	
業種別残高計	403,359	87,550	2,399	-	822	406,628	83,756	1,497	-	
1年以下	278,765	3,069	-	-	-	286,448	2,638	-	-	
1年超3年以下	3,052	3,052	-	-	-	2,793	2,793	-	-	
3年超5年以下	5,227	4,826	400	-	-	5,699	5,599	100	-	
5年超7年以下	6,435	6,435	-	-	-	5,333	5,333	-	-	
7年超10年以下	16,209	15,598	611	-	-	14,404	14,394	10	-	
10年超	56,668	53,355	1,387	-	-	54,521	51,719	1,386	-	
期限の定めのないもの	37,367	1,212	-	-	-	37,599	1,276	-	-	
残存期間別残高計	403,359	87,550	2,399	-	-	406,628	83,756	1,497	-	

- (注)1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸付金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 3 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 4 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

## 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和4年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	31	37	-	31	37	73	31	-	73	31
個別貸倒引当金	698	643	7	691	643	749	698	0	749	698

## 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度						令和4年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
国 内	698	643	7	691	643		749	698	0	749	698	
国 外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地域別計	698	643	7	691	643		749	698	0	749	698	
法 人	農業	-	21	-	-	21	-	3	-	-	3	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0
	電気・ガス・熱 供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	10	6	-	10	6	-	13	10	-	13	10
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲 食・サービス業	6	6	-	6	6	-	7	6	-	7	6
上記以外	7	5	-	7	5	-	5	7	-	5	7	
個 人	673	602	7	666	602	-	718	673	0	718	673	
業種別計	698	643	7	691	643	-	749	698	0	749	698	

## 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	令和5年度			令和4年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク 削減効果 勘案後 残高	リスク・ウエイト 0%	-	27,158	27,158	-	25,386	25,386
	リスク・ウエイト 2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト 10%	-	33,981	33,981	-	32,097	32,097
	リスク・ウエイト 20%	-	284,756	284,756	-	292,850	292,850
	リスク・ウエイト 35%	-	5,321	5,321	-	5,520	5,520
	リスク・ウエイト 50%	601	3,248	3,850	100	2,911	3,011
	リスク・ウエイト 75%	-	5,387	5,387	-	4,723	4,723
	リスク・ウエイト100%	-	27,161	27,161	-	27,180	27,180
	リスク・ウエイト150%	-	62	62	-	130	130
リスク・ウエイト250%	-	15,679	15,679	-	15,727	15,727	
その他	-	-	-	-	-	-	
リスク・ウエイト1250%	-	-	-	-	-	-	
計	601	402,757	403,359	100	406,528	406,628	

- (注)1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 3 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 4 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P63）をご参照ください。

## 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度			令和4年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-	70	-
中小企業等向け及び個人向け	16	3,138	-	23	2,703	-
抵当権住宅ローン	-	206	-	0	228	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	4	-	-	7	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	62	-	-	64	-
合 計	16	3,412	-	24	3,074	-

- (注)1 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。  
 2 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 3 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。  
 4 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。  
 5 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAの信用リスク管理の方法及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P15～16）をご参照ください。

## 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方法及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P64）をご参照ください。

## 出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非上場	18,701	18,701	18,701	18,701
合 計	18,701	18,701	18,701	18,701

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

## 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

## 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

## 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

## リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	400	600
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

## 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（P64～65）をご参照ください。

## 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,359	1,129	45	114
2	下方パラレルシフト	0	0	69	46
3	スティープ化	1,978	1,692		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	532	365		
7	最大値	1,978	1,692	69	114
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	28,633		27,677	



## 確 認 書

令和5年3月1日から令和6年2月29日までの事業年度における財務諸表の適正性、および財務諸表作成にかかわる内部監査の有効性を確認しております。

令和6年5月2日

佐久浅間農業協同組合

代表理事組合長

浅沼 博 

常務理事（財務担当）

柳澤 正 

## JA佐久浅間は皆さまの声を誠実に受け止めます

JA佐久浅間では、ご利用者の皆さまにご満足いただけますよう心がけておりますが、当JAの業務活動についてご不満等を感じましたら、まずは、当JAの最寄り店舗または下記の受付窓口までお申し出ください。

JA佐久浅間は、より一層の「信頼」と「安心」をお届けするため、ご利用者の皆さまの声を誠実に受け止めます。

コンプライアンス統括部

電話番号：0120-677-882

受付時間：午前9時～午後5時

（土日・祝日および12月31日～1月3日を除く）



佐久浅间农业协同组合

〒385-8585 長野県佐久市猿久保882

TEL: 0267-68-1112 (代) <http://www.ja-sakuasama.iijan.or.jp/>